

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	オランダ王国憲章概説—オランダ本国とカリブ海地域の関係を中心に—
他言語論題 Title in other language	Outline of the Charter for the Kingdom of the Netherlands: Focusing on the Relationship between the European Part and the Caribbean Part of the Kingdom
著者 / 所属 Author(s)	鳥澤 孝之 (TORISAWA Takayuki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 憲法課長
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	890
刊行日 Issue Date	2025-2-20
ページ Pages	49-75
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	脱植民地化を背景とするオランダ王国憲章について、その歴史を紹介し、オランダ憲法との関係を憲法秩序の観点から考察した上で、その内容をオランダ本国とカリブ海地域の関係を中心に概説する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

オランダ王国憲章概説

—オランダ本国とカリブ海地域の関係を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
憲法課長 鳥澤 孝之

目 次

はじめに

I 憲章の歴史

- 1 前史
- 2 憲章の制定
- 3 憲章の主な改正

II 憲章とオランダ憲法の関係

- 1 憲章第5条の規定
- 2 憲法秩序における憲章とオランダ憲法の位置付け

III 憲章の内容

- 1 王国事項
- 2 王国の機関
- 3 王国の法令
- 4 王国と構成国の関係
- 5 構成国間の協力関係
- 6 憲章の改正手続

おわりに

別図 カリブ海周辺のオランダ王国の構成国、オランダ本国の特別自治体等

キーワード：オランダ王国憲章、オランダ憲法、カリブ海地域、疑似連邦制、脱植民地化

要 旨

- ① オランダ王国（以下「王国」という。）の統治の基本を定めた法としては、1814年に制定されたオランダ王国基本法（以下「オランダ憲法」という。）のほかに、王国とその構成国の間や構成国間の統治原則などを定めたオランダ王国憲章（以下「憲章」という。）がある。王国の構成国には、ヨーロッパ地域を本拠とするオランダ本国のほかに、カリブ海地域の島国で旧植民地のアルバ、キュラソー及びシント・マールテンがある。
- ② 第2次世界大戦中の1942年に、ウィルヘルミナ女王は、亡命政府を樹立した英国からラジオ演説で、戦後の王国の体制として、ヨーロッパ地域のオランダ本国と、当時植民地であったインドネシア、スリナム及びキュラソーが互いに助け合う国家同盟を目指すとの声明を出した。第2次世界大戦後に、植民地のインドネシアが独立し、オランダ憲法が改正されるとともに、植民地支配に代わる新たな統治体制を定める憲章が1954年に制定された。
- ③ 憲章の制定当時には、オランダ本国、スリナム及びオランダ領アンティルが王国の構成国と定められた。憲章では、各構成国を同等に独立していると扱っていることから、疑似連邦制を採っていると言われることがある。今までに8回改正され、スリナムの独立、オランダ領アンティルからのアルバの分離、オランダ領アンティルの解体などが実現した。
- ④ 政府説明などによれば、王国の憲法秩序は憲章全体とオランダ憲法の一部から成る複合的なもので、憲章で定めることは王国全体に関わる事項であり、オランダ憲法よりも法秩序の階層において上位にあるとされる。
- ⑤ 憲章の内容としては、王国が一元的に対処すべき王国事項、王国の機関、王国の法令、王国と構成国の関係、構成国間の協力関係、憲章の改正手続などがある。
- ⑥ 憲章の制定は王国の脱植民地化政策の一環で、オランダ憲法をオランダ本国の憲法として維持しつつ、その上位規範として憲章を新たに制定した点が特徴的である。諸外国の憲法を考察する場合は、日本にはない、様々な特徴があることを踏まえる必要があるであろう。

はじめに

オランダ王国（正式国名は、ネーデルラント王国：Koninkrijk der Nederlanden. 以下「王国」という。）の統治の基本を定めた法としては、オランダ王国基本法（Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden van 24 augustus 1815, Stb. 1815, 45. 以下「オランダ憲法」⁽¹⁾という。）⁽²⁾のほかに、オランダ王国憲章（Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden, Stb. 1954, 503. 以下「憲章」という。）⁽³⁾がある⁽⁴⁾。憲章は、王国とその構成国（ヨーロッパ地域を本拠とするオランダ本国（Nederland）及び旧植民地であるカリブ海（中央アメリカ、南アメリカ大陸及び西インド諸島に囲まれた大西洋の附属海）地域の3つの島国（アルバ（Aruba）、キュラソー（Curaçao）及びシント・マールテン（Sint Maarten）。以下「カリブ3か国」という。カリブ3か国の地理上の位置は、末尾にある別図参照。))の間、構成国間の統治原則などを定めたものである。そのため、王国の統治に係る法秩序を理解するには、オランダ憲法のほかに、旧植民地を含めた王国全体の統治に係る憲章を理解する必要がある。なお、カリブ3か国は、それぞれ独自に憲法（Staatsregeling）を制定している⁽⁵⁾。

本稿では、憲章の歴史（第I章）、憲章とオランダ憲法の関係を説明の上（第II章）、憲章の内容を概説する（第III章）。

I 憲章の歴史

1 前史

本節では、憲章が制定された1954年以前の、王国における旧植民地の統治の変遷について、オランダ憲法を中心に解説する（主な変遷は、表1を参照）⁽⁶⁾。

* 本稿の内容は、特記したものを除き、令和7（2025）年1月16日現在である。インターネット情報の最終アクセス日も、同日である。人物の役職、肩書等は当時のものである。敬称は省略する。[]は筆者による補記を示す。“Stb.”は *Staatsblad van het Koninkrijk der Nederlanden*（オランダ王国法令公報）の、“Trb.”は *Tractatenblad van het Koninkrijk der Nederlanden*（オランダ王国条約公報）の、“Stcrt.”は *Staatscourant van het Koninkrijk der Nederlanden*（オランダ王国官報）の略称である。なお、一部に公開範囲が国立国会図書館内限定のURLが含まれている。

- (1) 憲法学者によれば、オランダ語の“Grondwet”を英語に直訳すると“Basic Law”（基本法）になるが、英訳でその用語を使うことはなく、“Constitution”（憲法）を用いることとされている（Leonard. F. M. Besselink, “The Evolution and Gestalt of the Dutch Constitution,” Armin von Bogdandy et al., eds., *Constitutional Foundations* (The Max Planck handbooks in European public law), vol.2, Oxford: Oxford University Press, 2023, p.382. <<https://pure.uva.nl/ws/files/147237038/oso-9780198726425-chapter-8.pdf>>）。
- (2) 解説及び翻訳は、『各国憲法集（7）オランダ憲法』（調査資料2012-3-c 基本情報シリーズ13）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013. <<https://doi.org/10.11501/8186538>> を参照。現行の条文は、“Grondwet.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0001840/>> を、条文の英訳は、*The Constitution of the Kingdom of the Netherlands 2023*, Den Haag: Ministry of the Interior and Kingdom Relations, 2023. <<https://open.overheid.nl/documenten/ronl-faa96875fef77af167a9133bd3625c0e9b45fa89/pdf>> を参照。
- (3) 現行の条文は、“Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0002154/>> を参照。
- (4) オランダ本国の国務院（Raad van State）が、憲章について、制定後70年間の歴史、課題、今後の展望などについてまとめたものとして、Raad van State, *70 jaar Statuut voor het Koninkrijk: Samenwerking op basis van wederzijds begrip*, Den Haag: Raad van State, 2024. <https://www.raadvanstate.nl/publish/library/13/70_jaar_statuut_voor_het_koninkrijk.pdf> を参照。
- (5) アルバ憲法については、Staatsregeling van Aruba, AB 1987, GT no.1. <<https://cuatro.sim-cdn.nl/arubaoverheid2858bd/uploads/0101gt87.001.pdf>> を、キュラソー憲法については、Staatsregeling van Curaçao, AB 2010, no.86. <https://minfin.cw/wp-content/uploads/2019/03/4_Staatsregeling_Cura_ao.pdf> を、シント・マールテン憲法については、Staatsregeling van Sint Maarten, AB 2010, GT no.1. <<https://lokaleregelgeving.overheid.nl/CVDR179884/>> を参照。カリブ3か国の各憲法、協力関係及び欧州連合（EU）との関係を概説したのものとして、D.J. Elzinga et al. (bewerkt door), *Van der Pot, Handboek van het Nederlandse staatsrecht*, 16. druk, Deventer: Kluwer, 2014, pp.1007-1024 を参照。
- (6) オランダ憲法の制定過程、オランダの植民地支配の歴史等を解説したものとして、吉田信「オランダの憲法事情」『諸外国の憲法事情 2』（調査資料2002-2）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2002, pp.27-35 を参照。

表1 オランダ王国の憲法・憲章に関する年表

1814年	ウィレム1世を主権者とする絶対主義的憲法を制定
1815年	ベルギーの編入による憲法改正 ^{*1}
1840年	ベルギーの独立に伴う憲法改正
1887年	憲法を改正し、領土規定に植民地の領有を追加
1922年	憲法を改正し、領土規定を「オランダ本国、オランダ領東インド、スリナム及びキュラソー」と規定
1940年	ドイツ軍のオランダ侵攻で、英国・ロンドンにオランダ亡命政府樹立
1942年	日本軍がオランダ領東インド（インドネシア）占領、ウィルヘルミナ女王がラジオ演説で、オランダ本国、インドネシア、スリナム及びキュラソーの国家同盟の構想を表明
1945年	日本が連合国に降伏、インドネシア独立戦争勃発
1948年	憲法を改正し、領土規定を「オランダ本国、インドネシア、スリナム及びオランダ領アンティル ^{*2} 」と改め、オランダ王国とインドネシアが対等な国家として形成する連合に関する規定を追加
1949年	インドネシアがオランダ王国から独立し、オランダ・インドネシア連合憲章を締結
1954年	オランダ・インドネシア連合を解消。新たに憲章 ^{*3} を公布し、オランダ王国が、オランダ本国、スリナム及びオランダ領アンティルの、対等な関係の構成国から成る「疑似連邦制」に移行
1956年	憲法の領土規定からインドネシアを削除し、オランダ領ニューギニアを追加
1963年	ニューギニア島西半分の主権がインドネシアに移譲され、憲法の領土規定からオランダ領ニューギニアを削除
1975年	スリナムがオランダ王国から独立し、憲章を改正
1983年	憲法を全面改正（領土規定を削除）し、オランダ本国において、国内に居住していないオランダ人に選挙権を付与できること並びに、定住外国人に対する基礎自治体議会の選挙権及び被選挙権を付与できることを規定
1985年	憲章を改正し、オランダ王国の各構成国において、当該国に居住していないオランダ人に選挙権を付与できること並びに、定住外国人に選挙権及び被選挙権を付与できることを規定。また、オランダ領アンティルからアルバが分離すること（1996年にオランダ王国から独立予定）を規定
1995年	憲章を改正し、アルバのオランダ王国からの独立を中止
2010年	憲章を改正し、オランダ領アンティルを解体の上、オランダ王国が、オランダ本国、アルバ、キュラソー及びシント・マールテンの各構成国から成り、ボネール、シント・ユースタティウス及びサバがオランダ本国に属することを規定
2017年	憲法及び憲章を改正し、ボネール、シント・ユースタティウス及びサバの、オランダ本国における法的位置付けを明確化
2023年	憲章を改正し、憲章又は王国法律に基づかない王国一般行政措置の発令を制限

*1 オランダ王国基本法（オランダ憲法）（Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden van 24 augustus 1815, Stb. 1815, 45）

*2 アルバ島（Aruba）、ボネール島（Bonaire）、キュラソー島（Curaçao）、シント・マールテン島（Sint Maarten）、シント・ユースタティウス島（Sint Eustatius）及びサバ島（Saba）の6島から成るカリブ海の地域

*3 オランダ王国憲章（Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden, Stb. 1954, 503）

（出典）吉田信「オランダの憲法事情」『諸外国の憲法事情 2』（調査資料2002-2）国立国会図書館調査及び立法考査局，2002，pp.27-35；『各国憲法集（7）オランダ憲法』（調査資料2012-3-c 基本情報シリーズ13）国立国会図書館調査及び立法考査局，2013，p.1. <<https://doi.org/10.11501/8186538>> 等を基に筆者作成。

(1) 第2次世界大戦前

オランダは、ネーデルラント連邦共和国 (Republiek der Zeven Verenigde Nederlanden)⁽⁷⁾の時代から、東インド (Oost-Indië. インドネシア (Indonesië) など) と西インド (West-Indië. カリブ海地域の島々など) に植民地 (koloniën) を領有していた⁽⁸⁾。現在の王国は 1814 年に建国され、同年にオランダ憲法が公布された後、1887 年の改正で第 1 条に植民地の領有が規定された。1922 年には同条が「オランダ王国には、オランダ本国、オランダ領東インド (Nederlandsch-Indië)、スリナム (Suriname) 及びキュラソー⁽⁹⁾の領土が含まれる。」に改められ、植民地という文言が削除されるとともに、海外領土 (Overzeese gebieden) の領域が明記された⁽¹⁰⁾。

(2) 第2次世界大戦中

ウィルヘルミナ (Wilhelmina) 女王 (在位: 1890 ~ 1948 年) は、1940 年 5 月のドイツ軍によるオランダ侵攻に伴い、英国に亡命し、ロンドンにオランダ亡命政府を樹立した。同年 7 月からは、同政府が英国放送協会 (British Broadcasting Corporation: BBC) の放送を通じてラジオ番組を開始し、初回放送ではウィルヘルミナ女王が自ら出演し、戦時下の国民に向けて演説をした⁽¹¹⁾。

1942 年 12 月 7 日放送の番組において、ウィルヘルミナ女王は、オランダへのドイツ軍の侵攻や、日本軍によるインドネシアの占領などに触れた上で、戦後の王国の体制について「オランダ本国、インドネシア、スリナム及びキュラソーが、共に参加し、それぞれが独立して内政に目を配り」「自国の力によりながらも、互いに助け合う意志を持つ (steunend op eigen kracht, doch met de wil elkander bij te staan⁽¹²⁾) 国家同盟 (Rijksverband) を目指す」との声明を出した⁽¹³⁾。この演説については、植民地歴史研究者から、オランダの脱植民地化 (dekolonisatie, decolonization)⁽¹⁴⁾ 政策における画期的な出来事として歴史に名を残していると評価されてい

(7) 1579 年にユトレヒト同盟 (Unie van Utrecht) を締結した北部ネーデルラントの 7 州から構成される国家。佐藤弘幸『図説オランダの歴史』河出書房新社, 2012, pp.42-45, 50-54 を参照。

(8) 同上, pp.76-82; “Koninkrijk der Nederlanden.” Koninklijk Huis Website <<https://www.koninklijkhuis.nl/onderwerpen/koninkrijk-der-nederlanden>>

(9) この条文で規定するキュラソーは「キュラソー島及びその属領 (Curaçao en Onderhorigheden)」を意味し、1948 年以降に「オランダ領アンティル (Nederlandse Antillen)」と呼ばれるようになった (後述本節 (3) 参照)。経緯については、Gert Oostindie, “De gouverneurs van de Nederlandse Antillen: taken, omgeving en profiel sinds 1815,” Gert Oostindie ed., *De gouverneurs van de Nederlandse Antillen sinds 1815*, Leiden: KITLV Press, 2011, p.13. <<https://pure.knaw.nl/ws/files/474848/gouverneurs.pdf>> を参照。

(10) “Artikel 1: Provinciën.” De Nederlandse Grondwet Website <https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vi6jejb09rsb/artikel_1_provincien>

(11) Wilhelmina koningin der Nederlanden (M. G. Schenk en J. B. Th. Spaan, ingeleid door), *De koningin sprak: proclamaties en radio-toespraken van H.M. Koningin Wilhelmina 1940-1945*, Driebergen: Christelijk Lektuurkontakt, 1985.

(12) この言葉は、憲章の制定を記念して、キュラソーのウイレムスタット (Willemstad) に設置された自治記念碑 (Het Autonomiemonument) に刻まれ、旧オランダ領アンティルにあった 6 つの島々の自治権取得の象徴とされた。同記念碑は、1955 年 10 月 9 日にユリアナ (Juliana) 女王 (在位: 1948 ~ 1980 年) によって除幕された (“Fotocollectie Van de Poll: Nederlandse Antillen en Suriname ten tijde van het koninklijk bezoek van koningin Juliana en prins Bernhard in 1955,” 1955.10.19. Nationaal Archief Website <<https://www.nationaalarchief.nl/onderzoeken/fotocollectie/aeb0d446-d0b4-102d-bcf8-003048976d84>>; “1955: Architect J. Fresco: THE AUTONOMY MONUMENT.” Nationaal Archief Curacao Website <<https://www.curacaohistory.com/1955-autonomy-monument>>)。

(13) Wilhelmina, *op.cit.*(11), p.93; “Radiotoespraak Wilhelmina,” 1942.12.7. TracesOfWar Website <<https://www.tracesofwar.nl/articles/7555/Radiotoespraken-Wilhelmina-in-1942.htm#h16099>>; “Netherlands Queen Defines Postwar Rule,” *San Bernardino Daily Sun*, 1942.12.8, p.3. <<https://cdnc.ucr.edu/?a=d&d=SBS19421208.1.3&e=-----194-en--20-SBS-1-byDA.rev-txt-txIN----1942---->>

(14) 植民地 (領土、保護領、信託統治領を問わない) に対する主権をその支配国が放棄し、その植民地に自治権を

る。すなわち、終戦後に王国から独立したインドネシアには重要ではなかったものの、当時のカリブ海地域の植民地には「自国の問題における独立 (zelfstandigheid in eigen aangelegenheden)」を認め、王国の自治的パートナーとしての地位を付与する憲章が、1954年に制定される契機(後述本章第2節参照)となったと指摘されている⁽¹⁵⁾。他方で、ウィルヘルミナ女王が演説で述べた構想は領有していた植民地を取り戻そうとするものであり、オランダ亡命政府は日本軍からのインドネシアの解放を自任するものの、構想された国家同盟は、王国を維持し、再建に必要な経済資源の供給に資するものであったと指摘するものがある⁽¹⁶⁾。

(3) 第2次世界大戦後

1945年8月に、インドネシアを占領していた日本が連合国 (Allies of World War II) に降伏し、インドネシアが独立宣言を行ったところ、王国との間で独立戦争が勃発した。1948年のオランダ憲法の改正では、第1条の領土規定が「オランダ本国、インドネシア、スリナム及びオランダ領アンティル (旧キュラソー)」と改められた。また、第14章 (第1条で言及されている地域の新しい法秩序への移行に関する特別規定: 第208条~第211条) が新たに設けられ、第1条で規定される領土の地域が相互に対等な関係に基づくこと (第208条) を規定した。さらに、第209条では、王国はオランダ本国、スリナム及びオランダ領アンティルから形成されるとした上で、王国及びインドネシアが、対等な国家として参加する連合 (Unie) が形成されると規定した⁽¹⁷⁾。

1949年には、ハーグ (Den Haag) で行われた王国とインドネシアとの円卓会議 (Ronde Tafel Conferentie) などを経て、インドネシアの独立が認められた⁽¹⁸⁾。これと同時に、オランダ・インドネシア連合憲章⁽¹⁹⁾が王国とインドネシアの間で締結されたが、1954年8月に「連合の解消に関するオランダ王国とインドネシア共和国との間の議定書」により、連合は解消された⁽²⁰⁾。

与え、最終的に独立させるプロセス (Bryan A. Garner et al., eds., *Black's Law Dictionary*, 12th Edition, St. Paul, Minnesota: Thomson Reuters, 2024, p.515)。脱植民地化の概要を説明するものとして、デイン・ケネディ (長田紀之訳) 『脱植民地化—帝国・暴力・国民国家の世界史—』白水社, 2023, pp.11-19。(原書名: Dane Kennedy, *Decolonization: A Very Short Introduction*, New York: Oxford University Press, 2016) を、脱植民地化の過程を論じるものとして、難波ちづる『脱植民地化のアポリア』木畑洋一・中野聡責任編集『冷戦と脱植民地化—20世紀後半— 1』(岩波講座世界歴史 22) 岩波書店, 2023, pp.103-129を参照。

(15) Gert Oostindie en Inge Klinkers, *Het Koninkrijk in de Caraïben: Een korte geschiedenis van het Nederlandse dekolonisatiebeleid, 1940-2000*, Amsterdam: Amsterdam University Press, 2001, p.30.

(16) ケネディ 前掲注(14), pp.58-59.

(17) “BESLUIT van 21 September 1948, ter bekendmaking van de tekst der herziene Grondwet,” *Stb.*, 1948, 425. <<https://resources.huylgens.knaw.nl/watermarker/pdf/cc/scans/grondwetten/gw-1948/gw-1948.pdf>>; “Veertiende Hoofdstuk. Bijzonder bepalingen nopens de overgang naar een nieuwe rechtsorde voor de in artikel 1 genoemde grondgebieden.” *De Nederlandse Grondwet Website* <https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vi7klb02bumo/veertiende_hoofdstuk_bijzonder>

(18) 王国からインドネシアへの主権移譲を定めた、インドネシア主権移譲法については、“Wet soevereiniteitsoverdracht Indonesië.” *Overheid.nl Website* <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0002055/>> を参照。

(19) “Statuut van de Nederlands-Indonesische Unie tussen het Koninkrijk der Nederlanden en de Republiek der Verenigde Staten van Indonesië, met Bijlage, bijbehorende Overeenkomsten en briefwisseling; Amsterdam, 27 december 1949,” *Trb.*, 1976, 35. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/trb-1976-35.pdf>>

(20) “Protocol, met daarbij behorende briefwisseling, ter regeling van de onderlinge verhouding van het Koninkrijk der Nederlanden en de Republiek Indonesië als onafhankelijke en soevereine Staten; ‘s-Gravenhage, 10 Augustus 1954,” *Trb.*, 1954, 113. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/trb-1954-113.pdf>> 英文のものとして「連合の解消に関するオランダ王国とインドネシア共和国との間の議定書 (英語)」『条約集』(第32集下巻第43巻1187号) 外務省条約局, 1954.10. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/1690327/1/577>> を、この連合の解消について解説したものとして、入江啓四郎「インドネシアの主権的地位」『アジア研究』3巻3号, 1957.3, pp.9-13. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/asian-studies/3/3/3_1/pdf-char/en> を参照。

2 憲章の制定

(1) 憲章制定の経緯

1954年12月に、旧来の植民地支配に代わる新たな統治体制を定める憲章が制定された⁽²¹⁾。その経緯は次のとおりである。

1942年に、ウィルヘルミナ女王が「オランダ本国、インドネシア、スリナム及びキュラソー」から成る国家同盟を目指すとラジオ演説で表明したことから（本章第1節（2）参照）、第2次世界大戦後に、これらの4か国から構成される王国の再建が目指された。具体的には、1945年に王国に調査委員会が設置され、1946年から1947年にかけて同女王に調査の報告がされた。また、1946年にはスリナムとオランダ領アンティルから、王国の体制に関する請願書が同女王に提出された⁽²²⁾。これらの請願書では、旧植民地のそれぞれが「国内の（inwendige）」事項を管理する、王国の新たな取決めを求めている⁽²³⁾。その後、王国と独立戦争をしているインドネシアの王国の再建への参画が望めなくなったことから（本章第1節（3）参照）、1948年に、オランダ・スリナム・キュラソー会議（Conferentie Nederland-Suriname-Curaçao）が開始され、王国再建のための取決めである憲章が共同で起草された⁽²⁴⁾。

憲章は、前文で「オランダ本国、スリナム及びオランダ領アンティルは、王国の新たな法秩序を受け入れることを自発的に宣言し、その中で自国の利益を独自に守り、共通の利益を対等な立場で守り、相互に援助を提供する」と記された。オランダ本国とともに、西インドにあった旧植民地のスリナムとオランダ領アンティルは、それぞれ王国の構成国と定められた⁽²⁵⁾。憲章は、オランダ本国の法律（wet）とは異なる王国法律（rijkswet. 後述第Ⅲ章第3節（1）参照）として公布された。

1955年には、オランダ本国以外の各構成国において、スリナム憲法（Staatsregeling van Suriname）⁽²⁶⁾とオランダ領アンティル憲法（Staatsregeling van de Nederlandse Antillen）⁽²⁷⁾が、それぞれ制定された⁽²⁸⁾。

憲章には連邦制⁽²⁹⁾の規定がないものの、オランダ本国と旧植民地のそれぞれについて、王国の構成国としての独立性を同等に扱っていることから、疑似連邦制（quasi-federal structure）

(21) 脱植民地化の観点から、憲章制定の経緯を述べたものとして、Oostindie en Klinkers, *op.cit.*(15), pp.19-66 を参照。

(22) H. Kuijper, *Inventaris van de archieven van de Eerste Conferentie Nederland-Suriname-Curaçao (Ronde Tafel Conferentie West) [1948-1952]*, Den Haag: Nationaal Archief, 1974, p.8. (Versie: 2022.3.24) <<https://www.nationaalarchief.nl/onderzoeken/archief/2.10.24/download/pdf>>

(23) Oostindie en Klinkers, *op.cit.*(15), p.38.

(24) *ibid.*, pp.40-44; Kuijper, *op.cit.*(22), pp.9-10.

(25) “PROCLAMATIE van 29 December 1954, houdende plechtige afkondiging van de nieuwe rechtsorde voor het Koninkrijk, zoals deze is vervat in het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden en van de acte van bevestiging van het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden,” *Stb.*, 1954, 596. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1954-596.pdf>>

(26) “Staatsregeling van Suriname,” *Stb.*, 1955, 133. <<https://repository.overheid.nl/frbr/officielepublicaties/stb/1955/stb-1955-133/1/pdf/stb-1955-133.pdf>>

(27) “Staatsregeling van De Nederlandse Antillen,” *Stb.*, 1955, 136. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1955-136.pdf>>

(28) オランダ憲法は1983年に全面改正される前は、第2条第1項で憲法の適用範囲を定め、原則としてヨーロッパに所在する王国（オランダ本国）にのみ効力があると規定されていた（“Artikel 2: Reikwijdte Grondwet.” *De Nederlandse Grondwet Website* <https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vi7lin2m4szs/artikel_2_reikwijdte_grondwet>）。そのため、憲章の制定前においても、旧植民地の地域にはオランダ憲法は原則として適用されなかったことになる。

(29) 「複数の国家が国家としての性格を保持しながら一つの国家を形づくっているのが連邦国家であり、連邦国家特有の基本構造が連邦制である。」（栗城壽夫「連邦制」大須賀明ほか編『三省堂憲法辞典』三省堂，2001，p.483）

を採っていると言われることがある⁽³⁰⁾。一方で、憲法学者からは、憲章の法秩序は、連邦国家 (federale) でありながらも単一国家 (eenheidsstatelijke) の要素も組み合わせられ、さらに、非常に異質な構成国を単一の憲法的枠組みの中で相互に協力させるという、他に類を見ないものであり、法的に理解するのは容易ではないとの指摘がある⁽³¹⁾。

(2) 憲章制定後のオランダ憲法の領土規定の改正

1956年に、オランダ憲法第1条の領土規定からインドネシアが削除され⁽³²⁾、代わりに「オランダ領ニューギニア (Nederlands Nieuw-Guinea)」が追加された。1963年には、ニューギニア島西半分の主権がインドネシアに移譲され、同条からオランダ領ニューギニアが削除された⁽³³⁾。その後、1983年にオランダ憲法は全面改正⁽³⁴⁾され、領土規定が削除された⁽³⁵⁾。

3 憲章の主な改正

憲章はこれまでに8回改正されている。主な改正は次のとおりである⁽³⁶⁾。

(1) スリナムの王国からの独立

1975年に、スリナムは王国から独立し、スリナム共和国憲法 (Grondwet van de Republiek Suriname) を制定の上、スリナム共和国 (Republiek Suriname) が成立した (地理上の位置は、別図参照)⁽³⁷⁾。これに伴い、憲章が改正され、オランダ本国とオランダ領アンティルにのみ適用されることとなった⁽³⁸⁾。

(2) アルバのオランダ領アンティルからの分離

アルバは、オランダ領アンティルにある複数の島の1つであったが、王国の構成国の1つと

⁽³⁰⁾ Jan-Herman Reestman and Monica Claes, “The Netherlands,” Stefan Griller and Elisabeth Lentsch, eds., *EMU Integration and Member States’ Constitutions*, Oxford: Hart Publishing, 2021, p.490. <https://pure.uva.nl/ws/files/65937700/2021_Reestman_Claes_EMU_Integration_and_Member_States_Constitutions_20_The_Netherlands.pdf>; Wim Voermans, “Constitutional Law,” Larissa van den Herik et al., eds., *Introduction to Dutch Law*, 6th Edition, The Hague: Kluwer Law International, 2022, p.79; H.G. Hoogers, “The Charter for the Kingdom: a child of its time,” 2022.3.30. Parliament of Sint Maarten Website <<http://www.sxmparliament.org/wp-content/uploads/2022/04/IS-724-dd-30mar2022-Prof-dr.H.G.Hoogers-Position-Paper-CCAD-roundtable-panel.pdf>>; Besselink, *op.cit.*(1), p.383.

⁽³¹⁾ P.P.T. Bovend’Eert et al., *Grondwet en Statuut: De tekst van de Grondwet en het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden, voorzien van commentaar*, Zesde druk, Deventer: Wolters Kluwer, 2023, pp.235-236 (Hoogers).

⁽³²⁾ 1956年に憲法を改正したのは、1954年の憲章の制定により、新たな王国の体制が整い (本節 (1) 参照)、脱植民地化が達成したからであるとの説明がある (*ibid.*, p.235 (Hoogers))。

⁽³³⁾ “Artikel 1,” *op.cit.*(10)

⁽³⁴⁾ “Besluit van 17 februari 1983, ter bekendmaking van de tekst van de herziene Grondwet,” *Stb.*, 1983, 70. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1983-70.pdf>>

⁽³⁵⁾ オランダ議会では、1975年のスリナムの独立 (後述本章第3節 (1) 参照) に伴うオランダ憲法の領土規定の改正に関連して、オランダ憲法の全面改正に際しては領土規定を削除し、オランダ憲法の上位規範である憲章 (第II章参照) で定めるべきであるとの主張があった (*Kamerstukken II 1975/76*, 13957 (R1039), 3. <https://repository.overheid.nl/frbr/sgd/19751976/0000198098/1/pdf/SGD_19751976_0005297.pdf>。

⁽³⁶⁾ 憲章の改正の概略については、Bovend’Eert et al., *op.cit.*(31), pp.308-309 (Bunshoten) を参照。

⁽³⁷⁾ スリナムの旧植民地時代、憲章制定以降の動向、王国からの独立の経緯、歴史等を概説したものととして、Ruben Gowricharn, “Suriname’s Constitutional Limits,” Richard Albert et al., eds., *The Oxford Handbook of Caribbean Constitutions*, Oxford: Oxford University Press, 2020, pp.242-271 を参照。

⁽³⁸⁾ “Rijkswet van 22 november 1975, houdende wijziging van het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden (Stb. 1954, 503), inhoudende beëindiging van de Statutaire band met Suriname,” *Stb.*, 1975, 617. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1975-617.pdf>>

してオランダ領アンティルから分離するかどうか議論された。1977年に実施されたアルバの諮問的住民投票で、オランダ領アンティルの一地域として残留する「現状維持」か「独立」かを問うたところ、投票率は70%で、現状維持に賛成したのが4%であったのに対し、82%が独立に賛成した⁽³⁹⁾。また、オランダ国内では、王国政府（第三章第2節（1）～（3）参照）がアルバを含むオランダ領アンティルの王国からの独立を望んでいると、指摘されていた⁽⁴⁰⁾。1980年代になると、王国政府では、オランダ領アンティルの王国からの独立が目前に迫っていることが認識されていた⁽⁴¹⁾。これらを背景に、1985年の憲章改正では1986年1月1日付けで、アルバがオランダ領アンティルから分離され、王国の構成国の1つと規定される（前文、第2条等）とともに、1996年1月1日付けでアルバに対する憲章の適用が終了し、王国から独立すると規定された（第62条）⁽⁴²⁾。

しかし、1990年代になると、アルバ及びオランダ領アンティルにおける独立の反対運動などを背景に、オランダの政界において、これらの構成国の独立が非現実的であると認識されるようになった。また、王国とカリブ海地域の各構成国との関係において、島しょの離散性、統治の健全性、財政問題、移民問題などの問題があることが認識されるようになった⁽⁴³⁾。さらに、アルバ及びオランダ領アンティルには、王国と憲法秩序上の関係を維持し、オランダの国籍（Nederlandse nationaliteit）を維持したいなどの要望があった。1990年には、ルドルフス・フランシスクス・マリー・ルベルス（Rudolphus Franciscus Marie Lubbers）を首班とする第3次内閣が、政府の方針を転換し、アルバ及びオランダ領アンティルについて、王国との憲法秩序上の結び付きを長期的に継続できるとした⁽⁴⁴⁾。これを踏まえて、1995年に憲章が再度改正され、アルバは王国からの独立が中止となり（第62条の削除）、構成国の1つとして王国に残留することになった⁽⁴⁵⁾。

⁽³⁹⁾ Gert Oostindie and Peter Verton, “Ki sorto di Reino/What kind of Kingdom?: Antillean and Aruban views and expectations of the Kingdom of the Netherlands,” *New West Indian Guide/ Nieuwe West-Indische Gids*, vol.72 no.1-2, 1998, p.48. <<https://doi.org/10.1163/13822373-90002599>> 同論文によれば、この結果は、王国からの完全な独立を望むというよりも、オランダ領アンティルからの分離を望むという意味であると一般的に解釈されたという。

⁽⁴⁰⁾ Raad van State, *op.cit.*(4), p.6. 王国からオランダ領アンティルに対して、憲章前文に基づいて「対等な立場で共通の利益に配慮し、相互援助を提供」した結果、オランダ領アンティルが開発協力（Ontwikkelingssamenwerking）の「援助中毒（hulpverslaving）」に陥っていたことなどを指摘するものとして、Oostindie en Klinkers, *op.cit.*(15), pp.240-243 を参照。

⁽⁴¹⁾ A.D. Belinfante en J.L. de Reede (N.S. Efthymiou et al., Bewerkt Door), *Beginselen van het Nederlandse Staatsrecht*, 20 druk, Deventer: Kluwer, 2023, p.328.

⁽⁴²⁾ “Rijkswet van 22 juli 1985 tot wijziging van het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden, houdende losmaking van Aruba uit het Staatsverband van de Nederlandse Antillen,” *Stb.*, 1985, 452. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1985-452.pdf>>; “Besluit van 9 augustus 1985 ter bekendmaking van de tekst van het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden,” *Stb.*, 1985, 453. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1985-453.pdf>>; “Besluit van 30 augustus 1985, houdende de inwerkingtreding van de rijkswet van 22 juli 1985 (Stb.452) tot wijziging van het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden, houdende losmaking van Aruba uit het Staatsverband van de Nederlandse Antillen,” *Stb.*, 1985, 476. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1985-476.pdf>> なお、この憲章改正案の審議の際に、アルバ側から、独立前に国民投票によって国民の意見を反映させることを憲章で規定することを求める動議を提出したものの、オランダ議会で否決されたことを指摘したものとして、Oostindie en Klinkers, *op.cit.*(15), p.208 を参照。

⁽⁴³⁾ Oostindie en Klinkers, *ibid.*, p.212.

⁽⁴⁴⁾ Belinfante en Reede, *op.cit.*(41)

⁽⁴⁵⁾ “Rijkswet van 15 december 1994, houdende wijziging van het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden in verband met het voortzetten van de in het Statuut neergelegde rechtsorde ten aanzien van Aruba,” *Stb.*, 1995, 1. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1995-1.pdf>>; “Besluit van 24 april 1995, houdende de inwerkingtreding van de rijkswet van 15 december 1994 (Stb. 1995, 1) houdende wijziging van het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden in verband met het voortzetten van de in het Statuut neergelegde rechtsorde ten aanzien van Aruba,” *Stb.*, 1995, 232. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1995-232.pdf>>; “Besluit van 24 april 1995, houdende bekendmaking van de tekst van het

(3) オランダ領アンティルの解体

既に分離し王国の一構成国であるアルバを除いた、オランダ領アンティルは、各島の住民投票⁽⁴⁶⁾を経て、2010年の憲章改正により解体された。このうち、キュラソー及びシント・マールテンは、それぞれ王国の一構成国と憲章で規定された（第1条第1項）。一方で、ボネール、シント・ユースタティウス及びサバ（地理上の位置は、別図参照）については、オランダ本国の国家体制（staatsbestel）の一部とされたものの、ヨーロッパ地域とは非常に異なる地理的要因などに鑑みて、規則その他の特別な措置の対象となる場合があると規定された（同条第2項）⁽⁴⁷⁾。

その後、2017年の憲章及びオランダ憲法の改正により、ボネール、シント・ユースタティウス及びサバについては、憲章第1条第2項を削除の上、オランダ憲法第132a条第1項で「法律により、州及び基礎自治体以外の領域の公共団体（openbare lichamen）は、オランダ本国のカリブ海地域に設立及び解散することができる」と規定され、オランダ憲法上のカリブ海地域の特別自治体の法的位置付けが明確となった⁽⁴⁸⁾。

現在の王国の行政区分及び組織は図のとおりである。カリブ3か国の各構成国及びカリブ海地域の各特別自治体の面積及び人口は、ヨーロッパ地域のオランダ本国に比べると小規模で、言語、通貨、国歌などが多様なものとなっている（表2参照）⁽⁴⁹⁾。

Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden,” *Stb.*, 1995, 233. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1995-233.pdf>> 植民地歴史研究者のゲルト・オーストインディ（Gert Oostindie）ライデン大学教授は、アルバ及びオランダ領アンティルの独立問題は、1990年代には関係者との協議により無期限に棚上げされ、また、王国はオランダ領アンティルの独立を強制することはできないとの認識を示したと指摘している（Oostindie and Verton, *op.cit.*(39), p.46）。

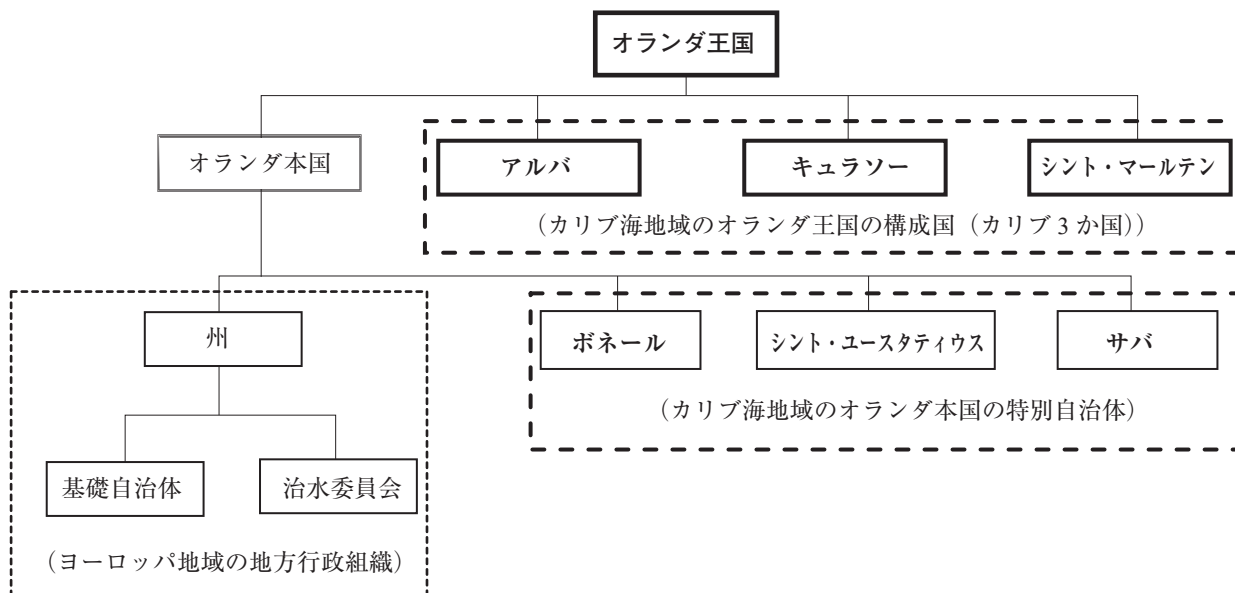
(46) 1993年から1994年にかけての各島の住民投票では、いずれの島でも、オランダ領アンティルの維持に賛成する意見が最も多かった（Oostindie and Verton, *ibid.*, p.49）。しかし、2000年から2005年にかけての住民投票では、キュラソー及びシント・マールテンでは、王国の一構成国になることの賛成意見が最も多かったのに対して、ボネール及びサバでは、オランダ本国の直轄になることの意見が最も多かった。シント・ユースタティウスでは、オランダ領アンティルに残留し現状維持を望む意見が最も多かった（“STAATKUNDIGE GESCHIEDENIS 5 PERIODE 2004-2010: Uitslagen Referendum.” Nationaal Archief Curaçao Website <<https://www.nationaalarchief.cw/collectie/exposities/staatkundige-geschiedenis-periode-5>>）。

(47) “Rijkswet van 7 september 2010 tot wijziging van het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden in verband met de wijziging van de staatkundige hoedanigheid van de eilandgebieden van de Nederlandse Antillen (Rijkswet wijziging Statuut in verband met de opheffing van de Nederlandse Antillen),” *Stb.*, 2010, 333. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-2010-333.pdf>> この憲章の改正を踏まえて、オランダ本国の特別自治体（bijzondere gemeenten）について定めた、ボネール、シント・ユースタティウス及びサバ公共団体法（“Wet openbare lichamen Bonaire, Sint Eustatius en Saba.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0028142>>）が制定された。

(48) “Wet van 1 november 2017, houdende verandering in de Grondwet, strekkende tot het opnemen van een constitutionele basis voor Caribische openbare lichamen en het regelen van een kiescollege voor de Eerste Kamer,” *Stb.*, 2017, 426. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-2017-426.pdf>>; Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.220 (Hoogers). ボネール、シント・ユースタティウス及びサバの3つの特別自治体の概要を紹介するオランダ本国政府のガイドブックとして、Rijksdienst Caribisch Nederland, *Eilandgids Caribisch Nederland: Bonaire St. Eustatius Saba*, 2019. <https://www.rijksdienstcn.com/binaries/rijksdiensten-nederlands/documenten/brochures/rcn/eilandgids/2019/eilandgids/eilandgids_online_jan_2019.pdf> を参照。

(49) カリブ3か国及びカリブ海地域の特別自治体は、欧州連合（EU）の運営に関する条約（Treaty on the Functioning of the European Union）の第2附属書に特に列挙された海外領域（Overseas Countries and Territories: OCTs）とされ、EU法の適用は限定的である（Bovend'Eert et al., *ibid.*, p.237 (Hoogers)）。OCTsについては、EU全体との間の緊密な経済関係を確立することを目的として、同条約第4部で特別連携体制（special arrangements for association）が定められている（第198条、第355条第2項）。Elzinga et al. (bewerkt door), *op.cit.*(5), pp.1022-1024; “Overseas Countries and Territories.” European Commission Website <https://international-partnerships.ec.europa.eu/countries/overseas-countries-and-territories_en>; M・ヘルデーゲン（中村匡志訳）『EU法』ミネルヴァ書房、2013, pp.21-22.（原書名：Matthias Herdegen, *Europarecht*, 14th Edition, München: Verlag C. H. Beck, 2012.）を参照。

図 オランダ王国の行政区分・組織



(出典) “Waaruit bestaat het Koninkrijk der Nederlanden?” De Rijksoverheid Voor Nederland Website <<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/caribische-deel-van-het-koninkrijk/vraag-en-antwoord/waaruit-bestaat-het-koninkrijk-der-nederlanden>>; Rijksdienst Caribisch Nederland, *Eilandgids Caribisch Nederland: Bonaire St. Eustatius Saba*, 2019. <https://www.rijksdienstcn.com/binaries/rijksdiensten-nederlands/documenten/brochures/rcn/eilandgids/2019/eilandgids/eilandgids_online_jan_2019.pdf> 等を基に筆者作成。

表2 オランダ王国の構成国・オランダ本国の特別自治体の基本情報

国名・自治体名	オランダ本国				アルバ	キュラソー	シント・マルテン*
	(ヨーロッパ地域)	(カリブ海地域の特別自治体)					
		ボネール	シント・ユースタティウス	サバ			
首都・主都	アムステルダム** (政治機能所在地はハーグ)	クラレンダイク	オラニエスタッド	ザ・ボトム	オラニエスタッド	ウィレムスタット	フィリップスブルフ
面積	37,391 km ²	288 km ²	21 km ²	13km ²	180 km ²	444 km ²	34 km ²
人口	17,942,942 人 (2024年)	22,573 人 (2022年)	3,242 人 (2022年)	1,911 人 (2022年)	112,309 人 (2019年)	158,665 人 (2019年)	41,486 人 (2016年)
人口密度***	480 人/km ²	78 人/km ²	154 人/km ²	147 人/km ²	624 人/km ²	357 人/km ²	1,220 人/km ²
言語	オランダ語	オランダ語、パピアメント語****	オランダ語、英語		オランダ語、パピアメント語****	オランダ語、パピアメント語****、英語	オランダ語、英語
通貨	ユーロ	アメリカ合衆国ドル			アルバ・フロリン	アンティル・ギルダー	
憲法	オランダ王国基本法 (オランダ憲法)				アルバ憲法	キュラソー憲法	シント・マルテン憲法
国歌 (自治体歌)	ヴィルヘルムス・ファン・ナッソウエ	テラ・ディ・ソロ・イ・スーヴェ・ビエント	ゴールデン・ロック	サバ・ユー・ライズ・フロム・ジ・オーシャン	アルバ・ドウシ・テラ	ヒムノ・ディ・コルスー	オ・スウィート・シント・マルテンズランド

* 島北部は、フランス領 (サン・マルタン) である。
 ** オランダ王国基本法 (オランダ憲法) 第 32 条で、首都をアムステルダムと定めている。
 *** 人口密度は、小数点以下第 1 位を四捨五入したものである。
 **** ボネール島、アルバ島及びキュラソー島で用いられる、スペイン語を基にしたクレオール (植民地の住民と白人の間に用いられる言語) で、オランダ語、英語、ポルトガル語及びフランス語から、多くの単語を借用している。
 (出典) “Netherlands.” European Union Website <https://european-union.europa.eu/principles-countries-history/eu-countries/netherlands_en>; “Waaruit bestaat het Koninkrijk der Nederlanden?” De Rijksoverheid Voor Nederland Website <<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/caribische-deel-van-het-koninkrijk/vraag-en-antwoord/waaruit-bestaat-het-koninkrijk-der-nederlanden>>; Staatsregeling van Aruba, AB 1987, GT no.1. <<https://cuatro.sim-cdn.nl/arubaoverheid2858bd/uploads/0101gt87.001.pdf>>; Staatsregeling van Curaçao, AB 2010, no.86. <https://minfin.cw/wp-content/uploads/2019/03/4._Staatsregeling_Cura_ao.pdf>; Staatsregeling van Sint Maarten, AB 2010, GT no.1. <<https://lokaleregelgeving.overheid.nl/CVDR179884>>; 下宮忠雄編著『世界の言語と国のハンドブック』大学書林, 2000, pp.69-70, 150 等を基に筆者作成。

(4) 王国一般行政措置の制限

2023年には、王国の法秩序において、王国政府の行政命令に対する立法府の優越性を確保するための憲章の改正が行われた。具体的には、王国政府が憲章又は王国法律に基づくことなく、王国一般行政措置（*algemene maatregel van rijksbestuur*、後述第Ⅲ章第3節（2）参照）⁽⁵⁰⁾を発令する可能性を制限する憲章改正が公布され、2024年1月1日から施行された。憲章第14条及び第38条を改正し、カリブ3か国に係る王国事項（*aangelegenheden van het Koninkrijk*、後述第Ⅲ章第1節参照）及び構成国間の取決めについて、王国一般行政措置を憲章又は王国法律に基づかずに発令できるのは、緊急を要する例外的な場合に限られ、かつ、発令から2年経過後に失効すると改められた（後述第Ⅲ章第3節（2）参照）⁽⁵¹⁾。

Ⅱ 憲章とオランダ憲法の関係

王国の統治の基本を定めた法としては、憲章とオランダ憲法が挙げられる（「はじめに」参照）。本章では、王国の法秩序におけるこれらの関係について解説する。

1 憲章第5条の規定

オランダ本国、アルバ、キュラソー及びシント・マールテンの4つの構成国から成る王国全体の最高規範は、オランダ憲法ではなく、憲章であると言われている⁽⁵²⁾。この点、憲章とオランダ憲法の関係について、憲章第5条第1項及び第2項は、次のように規定する。

第5条

1. 王位継承を伴う国王の地位、憲章に言及されている王国の機関〔並びに〕王国事項における王権及び立法権の行使は、憲章に規定されていない限り、オランダ憲法によって規定される。
2. オランダ憲法は、憲章の規定を遵守する。

憲章第5条第2項の「オランダ憲法は、憲章の規定を遵守する。」という規定の文言からは、憲章がオランダ憲法の上位の法令であり、憲章の規定がオランダ憲法を拘束すると解釈することが可能である。しかし、同条第1項の規定中に「オランダ憲法によって規定される」とあるように、オランダ憲法に言及する憲章の規定があることから、それらの関係に係る法解釈が問題になる。

2 憲法秩序における憲章とオランダ憲法の位置付け

憲章第5条については、憲章は王国の構成国間の同等性と相互協力関係を形成するために必要な事項だけを規定し、それ以外の王国全体やカリブ3か国にも関連する事項をオランダ憲法が規定することを意味するとの説明がある。すなわち、オランダ憲法は憲章の制定後も依然と

⁽⁵⁰⁾ オランダ本国が制定する一般行政措置（*algemene maatregel van bestuur*）については、後掲注⁽⁹⁷⁾を参照。

⁽⁵¹⁾ “Rijkswet van 21 oktober 2023 tot wijziging van de artikelen 14 en 38 van het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden (beperken van de mogelijkheid een algemene maatregel van rijksbestuur uit te vaardigen zonder wettelijke grondslag daartoe),” *Stb.*, 2023, 407. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-2023-407.pdf>>

⁽⁵²⁾ Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.3 (Bunschoten).

して王国の憲法秩序の中核であり、オランダ憲法が規定する王国の機関（organen van het Koninkrijk. 立法府（wetgever）、大臣（Ministers）、国務院（Raad van State）、最高裁判所（Hoge Raad）など）とその権限もまた、王国レベルの法秩序の中核を成すとする。他方、憲章は、王国の機関の機能を更に規定し、カリブ3か国の影響力を保障するために必要な限りにおいてのみ補充する規定（aanvullende regelingen）が含まれているとする⁽⁵³⁾。

憲章案提出時の、第5条第1項に関するオランダ議会での王国政府の説明では、王国の機関に関する規定の一部は憲章に規定されているが、それ以外についてはオランダ憲法の規定を参照するとしていた。同条第2項については、オランダ憲法が特定の点について憲章と一致しない場合、憲章の規定が優先されることを表明し、オランダ憲法は憲章の規定に適合させなければならないとの説明がなされていた⁽⁵⁴⁾。

このようなことから、王国の憲法秩序は、憲章全体とオランダ憲法の一部から成る複合的なものであり、憲章第5条はこれを反映したものであるとの指摘がある。すなわち、憲章で定めることは王国全体に関わる事項であり、オランダ憲法よりも法秩序の階層において上位にある⁽⁵⁵⁾。

Ⅲ 憲章の内容

憲章は、以下の5節から構成されている⁽⁵⁶⁾。

第1節：総則（Algemene bepalingen：第1～5条）

第2節：王国事項の処理（De behartiging van de aangelegenheden van het Koninkrijk：第6～35条）

第3節：相互援助、協議及び協力（Onderlinge bijstand, overleg en samenwerking：第36～40条）

第4節：構成国の政体（De staatsinrichting van de landen：第41～53条）

第5節：経過措置と最終規定（Overgangs- en slotbepalingen：第54～62条）

本章ではこれらのうち、憲章が定める①王国事項、②王国の機関、③王国の法令、④王国と構成国の関係、⑤構成国間の協力関係及び⑥憲章の改正手続の内容について、紹介する。

1 王国事項

(1) 概要

憲章は、連邦国家における連邦と各州の関係と同様に、王国と各構成国の権限を区分し、王国が一元的に対処し、王国全体で規制する必要がある王国事項を定めている。その目的は、王国に関与されない、各構成国で決定できる範囲を可能な限り残すことであるとの指摘がある⁽⁵⁷⁾。憲章第41条第1項では、各構成国は独立して王国事項以外のものを自国で処理でき、憲章第42条第1項では、各構成国の政体はそれぞれの国の憲法で定めると規定している。カリブ3か国の憲法の改正案は、同条第2項で、それぞれの議会の3分の2の賛成票で採択でき

⁵³ *ibid.*, pp.246-247 (Hoogers).

⁵⁴ *Kamerstukken II* 1953/54, 3517, 2, p.11. <https://repository.overheid.nl/frbr/sgd/19531954/0000282952/1/pdf/SGD_19531954_0001002.pdf>

⁵⁵ Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.247 (Hoogers).

⁵⁶ 憲章案提出時の政府説明として、*Kamerstukken II*, *op.cit.*(54), p.9 を参照。

⁵⁷ Belinfante en Reede, *op.cit.*(41), p.331.

ることとされている。

第3条第1項では、王国事項として、王国の独立及び防衛の維持、外交関係、オランダ国籍(Nederlandschap)、爵位、王国の国旗及び紋章、船舶の国籍(nationaliteit van schepen)、オランダ人(Nederlander)の入国及び退去、外国人の入国及び退去、犯罪人引渡しなどを規定している。また、第43条では、基本的人権及び自由、法的確実性及び統治の健全性の保障を、王国事項と定めている。

(2) 例外状態の宣言

王国事項のうち、王国の独立及び防衛の維持については、憲章で、国王は王国の領土の一部について、例外状態(戦争状態又は戒厳状態)を宣言できると定め(第34条第1項)、その宣言方法及び効果は、王国法律で定められるとしている(同条第2項)。しかし、王国の例外状態の宣言に関する王国法律は現時点まで定められておらず、カリブ3か国は各構成国の憲法で規定⁽⁵⁸⁾している。このうち例外状態に関する法律を制定しているのは、シント・マールテン⁽⁵⁹⁾のみである。

一方で、オランダ本国政府は、1963年にオランダ戦争法⁽⁶⁰⁾の法案をオランダ議会に提出した際の政府説明で、憲章第34条は排他的な性格を持たず、オランダ本国のための戦争法はオランダ憲法に基づいて制定できると主張した⁽⁶¹⁾。その後、1994年に、オランダ本国政府が例外事態調整法⁽⁶²⁾の法案をオランダ議会に提出をした際には、同法案はオランダ憲法第103条(緊急事態条項)に基づくもの⁽⁶³⁾で、オランダ本国にのみ適用されると説明した⁽⁶⁴⁾。

(3) オランダ国籍と参政権

オランダ国籍は憲章で王国事項とされ(本節(1)参照)、オランダ人であることの要件は、オランダ国籍に関する王国法律⁽⁶⁵⁾で定められている。

各構成国議会の選挙権は、各構成国の居住者かつオランダ人に与えられるが、各構成国は居住要件及び年齢制限を設けることができるとされる(憲章第46条第1項)。また、各構成国は当該国に居住していないオランダ人に選挙権を与えることや、当該国に居住する外国人でオランダ人について定める居住要件を満たしているものに、選挙権及び被選挙権を与えることができるとされている(同条第2項)。これは、1983年のオランダ憲法の全面改正により、法律によってオランダ本国内に居住していないオランダ人に第二院(Tweede Kamer)の選挙権を与え(第54条第1項)、基礎自治体議会の議員の選挙権及び被選挙権を外国人に付与できるとした(第

⁽⁵⁸⁾ アルバ憲法第V.29条; キュラソー憲法第96条; シント・マールテン憲法第112条。

⁽⁵⁹⁾ Landsverordening uitzonderingstoestand, AB 2010, GT no. 27. <<https://www.sintmaartengov.org/Documents/Official%20Publications/AB%2027%20Landsverordening%20uitzonderingstoestand.pdf>>

⁽⁶⁰⁾ “Oorlogswet voor Nederland.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0007983/>>

⁽⁶¹⁾ Kamerstukken II 1962/63, 4108, 10, p.2. <https://repository.overheid.nl/frbr/sgd/19621963/0000256040/1/pdf/SGD_19621963_0000250.pdf>

⁽⁶²⁾ “Coördinatiewet uitzonderingstoestanden.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0007981/>>

⁽⁶³⁾ 例外事態調整法及びオランダ憲法第103条について概説したものとして、越田崇夫『諸外国の憲法における緊急事態条項』(調査資料2023-1-a 基本情報シリーズ30) 国立国会図書館, 2023, p.53. <<https://doi.org/10.11501/12998127>>を参照。

⁽⁶⁴⁾ Kamerstukken II 1993/94, 23790, 3, pp.8-9. <https://repository.overheid.nl/frbr/sgd/19931994/0000010042/1/pdf/SGD_19931994_0007254.pdf>

⁽⁶⁵⁾ “Rijkswet op het Nederlandschap.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0003738/>>

130 条) ことと矛盾させないために、1985 年に憲章を改正⁽⁶⁶⁾したことによるものである⁽⁶⁷⁾。

2 王国の機関

オランダ憲法では、オランダ本国の機関として、第 2 章第 1 節に国王、同章第 2 節に国王及び大臣、第 3 章にオランダ議会、第 4 章に国務院、第 5 章に最高裁判所の規定がある。憲章においては、王国の機関に係るものとして、以下で述べる (1) ~ (5) の規定がある。

(1) 国王・大臣・総督

国王については、憲章第 1a 条⁽⁶⁸⁾では「王国の王冠は、オラニエ=ナッサウ公女ユリアナ女王陛下 (Hare Majesteit Juliana, Prinses van Oranje-Nassau) が世襲し、王位を継承する場合は、ユリアナ女王陛下の正統な後継者が継承する」と、憲章制定当時のユリアナ女王 (ウィルヘルミナ女王の娘) の名が記されている。一方で、オランダ憲法第 24 条では「王位は、オラニエ=ナッサウ公ウィレム 1 世 (Koning Willem I, Prins van Oranje-Nassau) の嫡出の子孫による世襲とする」と、初代国王のウィレム 1 世の名を記している⁽⁶⁹⁾。憲章第 5 条第 2 項によれば、憲章はオランダ憲法に優先するため (第 II 章参照)、憲章第 1a 条の規定が優先して適用されることになる⁽⁷⁰⁾。

また、憲章第 2 条第 3 項では、国王について「王国の元首 (hoofd van het Koninkrijk)」と規定されている。国家元首としての機能は、対外関係における国の代表としての機能 (外国訪問など)⁽⁷¹⁾や、公共の利益を十分に考慮して、宮廷を組織しなければならないこと (オランダ憲法第 41 条) などが挙げられる⁽⁷²⁾。

国王と大臣との関係について、憲章第 2 条第 1 項で「国王は、王国及び各構成国を統治する。国王は不可侵であり、大臣が責任を負う」と規定し、国王が王国と各構成国の元首であり、各構成国の大臣は、各構成国政府のみならず、王国政府の大臣でもあると解釈されている⁽⁷³⁾。一方で、各構成国の憲法 (オランダ憲法第 42 条第 1 項、アルバ憲法第 II .1 条、キュラソー憲法第 28 条、シント・マールテン憲法第 32 条) では、「政府は、国王及び大臣により形成される」など、国王及び大臣の二重構造の政府の一部である旨の規定が置かれている⁽⁷⁴⁾。

(66) “Rijkswet van 11 januari 1985 tot wijziging van het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden betreffende de verkiezing van de vertegenwoordigende lichamen van de landen,” *Stb.*, 1985, 148. <<https://repository.overheid.nl/frbr/official-publicaties/stb/1985/stb-1985-148/1/pdf/stb-1985-148.pdf>>

(67) 吉田信「解説」『オランダ憲法』前掲注(2), p.6; Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.297 (Hoogers); Belinfante en Reede, *op.cit.*(41), p.38.

(68) 憲章制定当時は第 1 条に規定されていたが、2010 年の憲章改正で第 1 条に王国の構成国に関する規定が新たに追加されたため、第 1a 条に改められた (第 I 章第 3 節 (3) 参照)。

(69) 王国のオランダ憲法を含む王位継承制度、王族の範囲等については、山田邦夫「諸外国の王位継承制度—各国の憲法規定を中心に—」『レファレンス』656 号, 2005.9, pp.88-89. <<https://doi.org/10.11501/999874>>; 山田敏之「ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲—女系継承を認めてきた国の事例—」『レファレンス』803 号, 2017.12, pp.15-21. <<https://doi.org/10.11501/11003874>> を参照。オランダの王制、王室の状況などを概説したものとして、水島治郎「オランダにおける王室の展開—時代の流れに沿って—」水島治郎・君塚直隆編著『現代世界の陛下たち—デモクラシーと王室・皇室—』ミネルヴァ書房, 2018, pp.99-139 を参照。

(70) Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), pp.240-241 (Hoogers).

(71) “Bezoeken en ontvangsten door de Koning.” Kabinet van de Koning Website <<https://www.kabinetvandeKoning.nl/onzetaken/werkzaamheden-koning/bezoeken-en-ontvangsten-koning>>

(72) C.A.J.M. Kortmann (P.P.T. Bovend'Eert et al., Bewerkt Door), *Constitutioneel recht*, 8. druk, Deventer: Kluwer, 2021, p.189.

(73) *Kamerstukken II, op.cit.*(54), p.9; Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), pp.241-242 (Hoogers).

(74) Kortmann (Bovend'Eert et al., Bewerkt Door), *op.cit.*(72), p.190. 国王と大臣の相互関係については、憲章とオランダ憲法の序列関係から見ると、法的に完全に整合性が取れているわけではないことを指摘するものとして、Bovend'Eert et al., *ibid.*, p.241 (Hoogers) を参照。

カリブ3か国に置かれる総督 (Gouverneur) は、国王を代理し、同時に王国政府を代理する (憲章第2条第2項)。総督の任免は、国王が行う (同条第3項)。

(2) 王国閣僚会議 (内閣)・全権大臣

王国閣僚会議 (raad van ministers van het Koninkrijk: rijksministerraad) は、国王によって任命されたオランダ本国の大臣と、カリブ3か国政府によってそれぞれ任命された全権大臣 (Gevolmachtigde Minister) によって構成される (憲章第7条)。

王国閣僚会議は、構成がオランダ本国政府の閣僚会議 (ministerraad) とほぼ同じであるため、その活動方法は基本的に同政府が定めた閣僚会議議事規則⁽⁷⁵⁾に基づく。この点、憲法学者からは、王国閣僚会議は王国の憲法秩序上の組織における中心的な機関で、その任務内容は憲章に規定されていないが、オランダ本国の閣僚会議と同じ役割を果たすと説明されている。すなわち、憲章に規定されていない王国の機関については、オランダ憲法で規定される (憲章第5条第1項)、オランダ憲法第45条第3項において閣僚会議は、オランダ本国政府の一般政策を協議、決定等の権限が規定されているからであるとしている (第II章第2節参照)⁽⁷⁶⁾。

王国閣僚会議では、王国事項の協議、決定及び政策の調和のほか、各構成国の事項についても協議及び決定されることがある⁽⁷⁷⁾。また、王国閣僚会議では、王国法律案や王国一般行政措置案についても審議され、決定される (本章第3節 (1)(2) 参照)⁽⁷⁸⁾。

(3) 王国国務院

憲章第13条第1項では「王国国務院 (Raad van State van het Koninkrijk) を置く。」と定められている。この規定から、形式的には王国国務院が、オランダ本国政府の国務院と別個に設置されているが、憲章では王国国務院にどのような任務があり権限を行使するのかについて規定されていない。この点、憲章に規定されていない王国の機関については、オランダ憲法で規定される (憲章第5条第1項)、王国国務院は王国の憲法秩序上の組織における中心的な機関であり、オランダ本国における国務院と同じ役割を果たしていると考えられる。オランダ憲法第75条は国務院の組織、構成及び権限については法律で定めると規定し、同条に基づいて国務院法⁽⁷⁹⁾が定められている (第II章第2節参照)⁽⁸⁰⁾。本項では、主として同法によりながら (王国) 国務院の組織の構成及び業務、カリブ3か国からの国務委員 (staatsrad) の任命等を中心に説明する。

国務院は、政府及び議会の政策と立法に対する助言部局 (Afdeling advisering) 及び行政裁判部局 (Afdeling bestuursrechtspraak) から構成される。国務院の任務は、立法 (法律案、一般行政措置の案、条約の承認に係る提案) に対する助言と、行政訴訟の処理である (オランダ憲法第73条)。このうち助言部局では、各省庁と対応する部局において準備・議論を経た後、全構成員が出席する会議により、助言が採択される⁽⁸¹⁾。

⁽⁷⁵⁾ “Reglement van orde voor de ministerraad.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0006501>>

⁽⁷⁶⁾ Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.250 (Bovend'Eert).

⁽⁷⁷⁾ *ibid.*

⁽⁷⁸⁾ *ibid.*, p.251 (Bovend'Eert); *Kamerstukken II, op.cit.*(54), p.12.

⁽⁷⁹⁾ “Wet op de Raad van State.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0002367>>

⁽⁸⁰⁾ 王国国務院の活動方法について、憲章第5条がオランダ憲法に言及し、そのオランダ憲法が国務院法に言及していると解説するものとして、Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.259 (Broeksteeg) を参照。

⁽⁸¹⁾ 吉田 前掲注(67), p.11.

王国の国務院としての機能は、王国国務院助言部局（Afdeling advisering van de Raad van State van het Koninkrijk）としてなされている。王国国務院が助言する対象には、王国内の全ての構成国に影響を与える王国法律、王国一般行政措置及び王国条約（rijksverdrag）が含まれる⁽⁸²⁾。オランダ本国政府は、王国国務院はオランダ本国の国務委員に加え、カリブ3か国政府から任命された国務委員各1人から構成されていると説明している。また、国務院法はオランダ本国の法律であるが、同法で定められた手続は王国国務院助言部局にも適用されると説明している⁽⁸³⁾。

憲章では、カリブ3か国からの国務委員の任命について、各構成国政府の要請があれば、国王は、当該国のために国務委員を任命することができると規定する。任命は当該国政府との合意によって行われ、解任は当該国政府との協議の後に行われる（憲章第13条第2項）。カリブ3か国からの国務委員は、カリブ3か国に適用される王国法律案等についての国務院の助言の業務に参加できると規定している（同条第3項）。カリブ3か国からの国務委員の任命については、同条第4項に基づき、王国一般行政措置である、アルバ、キュラソー及びシント・マルテンの国務委員に関する政令⁽⁸⁴⁾により行われている。

(4) 王国の立法府

憲章第4条第2項に「王国事項に関する立法権は、王国の立法府が行使する」と規定されている。しかし、憲章には、連邦国家の連邦議会に相当する「王国議会（Koninkrijksparlement）」を設置する規定はない⁽⁸⁵⁾。同項で定める「王国の立法府」の役割は、王国閣僚会議（本節（2）参照）とオランダ議会が担っている（後述本章第3節（1）参照）。オランダ本国の立法機関であるオランダ議会が王国の立法府になっている理由として、憲章に規定されていない王国の機関は、オランダ憲法で規定される（憲章第5条第1項）、オランダ憲法では第3章で立法機関としてオランダ議会を規定しているからであるとの説明がある（第Ⅱ章第2節参照）⁽⁸⁶⁾。

憲章に「王国議会」の設置が規定されていない理由としては、各構成国が地理的に分散し、アメリカ合衆国やドイツ連邦共和国に比べて王国の業務が少なく、王国法律の立法量が少ないため、継続的な任務がなく、設置する必要性が低いと考えられたということが挙げられている⁽⁸⁷⁾。

(5) 王国の司法府

憲章には、王国の機関としての司法府を明示する規定はないが、第23条第1項で、カリブ3か国及びカリブ海地域の特別自治体における訴訟に関する最高裁判所の管轄権は、王国法律で規定されるとしている。これらの地域における最高裁判所の管轄権について、同項に基づき

⁸² “Raad van State in het kort.” Raad van State Website <<https://www.raadvanstate.nl/overrvs/raad-state-kort/>>

⁸³ “Kenniscentrum voor beleid en regelgeving: Nr. 116 (Adviesaanvraag aan de Afdeling advisering van de Raad van State van het Koninkrijk en uitbrengen nader rapport),” 2018.8.29 (Laatst gewijzigd op). Rijksoverheid Website <[https://www.raadvanstate.nl/overrvs/organisatie/afdeling-advisering/](https://www.kcbr.nl/beleid-en-regelgeving-ontwikkelen/draaiboek-voor-de-regelgeving/rijkswetten-nr-111-128/4-advisering-door-de-afdeling-advisering-van-de-raad-van-state-van-het-koninkrijk-nr-116/nr-116-adviesaanvraag-aan-de-afdeling-advisering-van-de-raad-van-state-van-het-; “Afdeling advisering.” Raad van State Website < 王国国務院の2023年の活動状況については、“Jaarverslag 2023: Koninkrijk.” Raad van State Website <<https://www.raadvanstate.nl/jaarverslag2023/instituut/koninkrijk/>> を参照。

⁸⁴ “Besluit staatsraden voor Aruba, Curaçao en Sint Maarten.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0003725/>>

⁸⁵ Belinfante en Reede, *op.cit.*(41), pp.333-334.

⁸⁶ Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.246 (Hoogers).

⁸⁷ Belinfante en Reede, *op.cit.*(41), p.333. 王国議会を導入する場合の問題点に関する、オランダ議会での政府説明として、*Kamerstukken II* 2007/08, 30945, 8, pp.6-7. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-30945-8.pdf>> を参照。

定められた、アルバ、キュラソー、シント・マールテン、ボネール、シント・ユースタティウス及びサバの最高裁判所の管轄権に関する王国法律⁽⁸⁸⁾において、カリブ海地域の裁判所からの上訴⁽⁸⁹⁾に限定している。

憲章制定時のオランダ議会における政府説明では、憲章第5条第1項に基づき、オランダ憲法を参照する必要がある王国の機関の1つとして最高裁判所を挙げていた（第II章第2節参照）⁽⁹⁰⁾。これに対しては、憲法学者から、王国の機関が、王国事項に責任を負うべきであるということであれば、憲章上では王国事項を所掌しない最高裁判所は王国の機関とみなされるべきではないとする批判がある⁽⁹¹⁾。

3 王国の法令

王国が制定する法令としては、王国法律、王国一般行政措置及び王国条約がある。

(1) 王国法律

王国法律は、王国事項（本章第1節参照）や各構成国間の相互取決め（後述本章第5節参照）について制定されるものである（憲章第14条第1項、第38条）。

王国法律の草案は、王国政府、オランダ議会又はカリブ3か国の全権大臣が提出することができる（憲章第15条）。王国政府が提案する場合は、閣僚会議議事規則第4条第2項 a.1°号に基づき、王国法律案が王国閣僚会議に提出され、王国国務院助言部局の助言を得た後に、国王によってオランダ議会に提出され、同時にカリブ3か国の議会に送付される（憲章第15条第1項）。その後、王国法律案の適用対象となる構成国の議会は、オランダ議会第二院での公開の審議の前に王国法律案を検討し、必要であれば一定期間内に書面で報告することができる（憲章第16条）。王国法律案の適用対象となる構成国の全権大臣及び特別代表（*bijzondere gedelegeerden*）⁽⁹²⁾は、オランダ議会の口頭討議に出席し、情報提供をする機会が与えられる。また、オランダ議会第二院に修正案を提出することができ、王国法律案の最終投票の前に意見を述べる機会が与えられる。全権大臣又は特別代表がその提案に反対を表明した場合には、採決の延期を要求でき、その後、オランダ議会第二院が投票数の5分の3に満たない多数でその提案を採択したときに審議は中止され、王国閣僚会議で更なる審議が行われる（憲章第17条及び第18条）⁽⁹³⁾。

王国法律は、オランダ本国が制定する法律とは異なり、ほとんどのものが王国全土に適用されるが、その効力がカリブ3か国の1つ又は複数に限定されることがある（後述本章第5節参照）⁽⁹⁴⁾。

⁸⁸ “Rijkswet rechtsmacht Hoge Raad voor Aruba, Curaçao, Sint Maarten en voor Bonaire, Sint Eustatius en Saba.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0002356>>

⁸⁹ 裁判が確定しない間に、上級裁判所へ、その取消し又は変更を求める不服申立方法（高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第5版』有斐閣，2016，p.668）。

⁹⁰ *Kamerstukken II, op.cit.*(54)

⁹¹ Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), pp.268-269 (Bovend'Eert).

⁹² 憲章第17条第2項に基づいて、特定の王国法律案の審議のために、各構成国の議会から委任される者（“Kenniscentrum voor beleid en regelgeving: Nr. 121 (Plenaire behandeling door de Tweede Kamer),” 2024.4.19. Rijksoverheid Website <<https://www.kcbr.nl/beleid-en-regelgeving-ontwikkelen/draaiboek-voor-de-regelgeving/rijksbeten-nr-111-128/5-indiening-bij-en-voorbereiding-van-de-plenaire-behandeling-door-de-kamers-der-staten-generaal-nr/nr-121-plenaire-behandeling-door-de-tweede-kamer>>）。

⁹³ Belinfante en Reede, *op.cit.*(41), pp.334-335.

⁹⁴ “Kenniscentrum voor beleid en regelgeving: Nr. 111 (Karakter van rijksbetgeving),” 2018.8.29. Rijksoverheid Website <<https://www.kcbr.nl/beleid-en-regelgeving-ontwikkelen/draaiboek-voor-de-regelgeving/rijksbeten-nr-111-128/1-algemeen-nr-111/nr-111-karakter-van-rijksbetgeving>>

王国法律の例として、オランダ国籍に関する王国法律（本章第1節（3）参照）、旅券法⁽⁹⁵⁾、軍隊規律法⁽⁹⁶⁾などがある。

なお、王国事項であっても、カリブ3か国に適用されない場合は、王国法律ではなく、オランダ本国の法律又は一般行政措置（*algemene maatregel van bestuur*）⁽⁹⁷⁾によって定められる（憲章第14条第2項）。その例として、オランダ戦争法（本章第1節（2）参照）、降伏法⁽⁹⁸⁾、國務院法（本章第2節（3）参照）、司法組織法⁽⁹⁹⁾などが挙げられる⁽¹⁰⁰⁾。

(2) 王国一般行政措置

王国政府は、王国法律を施行するために、オランダ憲法で定める一般行政措置に相当するものとして、王国一般行政措置を制定することができる（憲章第14条第1項）。王国一般行政措置案は、閣僚会議議事規則に基づいて、王国閣僚会議に提出された後、王国國務院助言部局の助言を得る。王国一般行政措置案の審議について、カリブ3か国政府から任命された全権大臣は王国閣僚会議に、國務委員は同助言部局の議事に参加する⁽¹⁰¹⁾。

憲章では、かつて、オランダ本国とは異なり、カリブ3か国に係る王国事項及び相互取決めについて、憲章又は王国法律に根拠規定がなくても、王国一般行政措置で直接定めることができると規定されていた（2023年改正前の第14条及び第38条）。しかし、議会による行政の統制が働かず、議会制民主主義に反するとの指摘がなされていた⁽¹⁰²⁾。このようなことを背景に、オランダ議会では、2000年以降、法的根拠なく王国一般行政措置が発せられる可能性を制限するための憲章第14条及び第38条を改正する提案がされるようになり、2023年に実現した（第I章第3節（4）参照）。これにより、カリブ3か国に係る王国事項又は相互取決めを、法的根拠（憲章又は王国法律）に基づくことなく王国一般行政措置で定めることは、緊急を要する例外的な場合に限られ、かつ、発令から2年経過後に失効することとされた⁽¹⁰³⁾。

王国一般行政措置の例としては、カリブ3か国の全権大臣の宣誓に関する政令⁽¹⁰⁴⁾、キュラソーの選挙実施権限を一時的に総督に移譲する政令⁽¹⁰⁵⁾（後述本章第4節（2）参照）、赤十字の

⁽⁹⁵⁾ “Paspoortwet.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0005212>>

⁽⁹⁶⁾ “Wet militair tucht recht.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0004788>>

⁽⁹⁷⁾ 法規命令。立法者が規制権限を政府に委譲したい場合、一定の規制は「一般行政措置によって」与えられると説明されている（Elzinga et al. (bewerkt door), *op.cit.*(5), p.683）。

⁽⁹⁸⁾ “Overleveringswet.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0016664>>

⁽⁹⁹⁾ “Wet op de rechterlijke organisatie.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0001830>>

⁽¹⁰⁰⁾ Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.261 (Broeksteeg).

⁽¹⁰¹⁾ Belinfante en Reede, *op.cit.*(41), p.335.

⁽¹⁰²⁾ *Kamerstukken II* 2000/01, 27570 (R1672), 3, pp.1-2. <https://www.eerstekamer.nl/behandeling/20001228/memorie_van_toelichting/document3/f=vjtib21mnals.pdf>

⁽¹⁰³⁾ Initiatiefvoorstel-Van Laar Beperken van de mogelijkheid een algemene maatregel van rijksbestuur uit te vaardigen zonder wettelijke grondslag daartoe (27.570 (R1672)). <https://www.eerstekamer.nl/wetsvoorstel/27570_initiatiefvoorstel_van_laar>; Voorstel van rijkswet van het lid Van Laar tot wijziging van de artikelen 14 en 38 van het Statuut voor het Koninkrijk der Nederlanden (beperken van de mogelijkheid een algemene maatregel van rijksbestuur uit te vaardigen zonder wettelijke grondslag daartoe). <<https://www.tweedekamer.nl/kamerstukken/wetsvoorstellen/detail?cfg=wetsvoorsteldetails&qry=wetsvoorstel%3A27570-%28R1672%29>>; *ibid.*

⁽¹⁰⁴⁾ “Besluit van 10 maart 2010, houdende vaststelling van het eedformulier voor de Gevolmachtigde Ministers van Aruba, Curaçao en Sint Maarten (Besluit beëdiging Gevolmachtigde Ministers),” *Stb.*, 2010, 121. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-2010-121.pdf>>

⁽¹⁰⁵⁾ “Besluit van 3 april 2017, houdende de overdracht van de bevoegdheden in het kader van de organisatie en de uitvoering van de verkiezingen van de Staten van Curaçao, bedoeld in het landsbesluit van 12 februari 2017, houdende de ontbinding van de Staten,” *Stb.*, 2017, 138. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-2017-138.pdf>>

法人運営に関する政令⁽¹⁰⁶⁾、船舶検査官の指導に関する政令⁽¹⁰⁷⁾、1986年帰化手数料に関する政令の修正政令⁽¹⁰⁸⁾などがある。

(3) 王国条約

王国においては、条約⁽¹⁰⁹⁾の締結は、憲章第3条第1項で定める王国事項の外交関係に含まれるため（本章第1節（1）参照）、王国政府が行う。このうち、カリブ3か国に影響を及ぼす外国又は国際機関との条約の承認案件は、オランダ議会及びカリブ3か国の議会にそれぞれ同時に提出しなければならない。カリブ3か国の全権大臣は、条約の承認案件がオランダ議会に提出された際に、自国の利益に係るものであれば、黙示の承認（*stilzwijgende goedkeuring*）の手続を破棄し、明示的な承認（*uitdrukkelijke goedkeuring*）⁽¹¹⁰⁾を求めることが可能になる（憲章第24条）⁽¹¹¹⁾。

ヨーロッパ地域にあるオランダ本国と、カリブ海地域にあるカリブ3か国とは、地理的な環境が大きく異なるため、条約の内容がオランダ本国に関係がある場合でも、カリブ3か国に関係があるとは限らない。憲章では、カリブ3か国の各政府は、王国事項に含まれる対外関係が、自国に影響を及ぼすのかどうかを表明することができることと定められている（第11条第6項）。また、オランダ本国には関係がなくても、カリブ3か国にのみ適用される条約を王国が締結することが考えられる。この点、憲章第26条では、カリブ3か国の各構成国が自国にのみ適用される国際的な経済又は金融に関する条約の締結について、当該国の政府が希望を表明した場合には、王国政府が協力することを定めている⁽¹¹²⁾。

条約のうち、オランダ本国にのみ適用されるものとしては、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）との間で締結した、オランダ本国にある水教育研究所の後援に関する条約⁽¹¹³⁾などがある。また、構成国1

⁽¹⁰⁶⁾ “Besluit van 22 december 1988, houdende vaststelling van een algemene maatregel van rijksbestuur tot regeling van de vrijwillige hulpverlening aan gewonden, zieken, krijgsgevangenen, geïnterneerden en anderszins hulpbehoevendenden door erkende en toegelaten verenigingen (Besluit Rode Kruis 1988),” *Stb.*, 1988, 680. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1988-680.pdf>>

⁽¹⁰⁷⁾ “Besluit van 30 januari 1958, tot vaststelling van een algemene maatregel van rijksbestuur als bedoeld in artikel 10 van de Schepenwet. (Instructie Ambtenaren Scheepvaartinspectie),” *Stb.*, 1958, 74. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1958-74.pdf>>

⁽¹⁰⁸⁾ “Besluit van 28 januari 1993, houdende wijziging van de algemene maatregel van rijksbestuur van 27 januari 1986, *Stb.* 18, tot uitvoering van artikel 13 van de Rijkswet op het Nederlandschap (Wijzigingsbesluit Besluit naturalisatiegelden 1986),” *Stb.*, 1993, 67. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1993-67.pdf>>

⁽¹⁰⁹⁾ 条約の用語について、憲章は現行のオランダ憲法が制定された1983年のオランダ憲法の全面改正前の憲法用語に倣って、現行のオランダ憲法が用いる“*verdrag*”ではなく“*overeenkomst*”と規定しているが、これらの2つの用語に実質的な違いはないとの説明がある（Belinfante en Reede, *op.cit.*(41), p.336 note 8）。

⁽¹¹⁰⁾ 条約の承認及び公布に関する王国法律（“*Rijkswet goedkeuring en bekendmaking verdragen.*” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0006799>>）では、条約の承認には、明示（*uitdrukkelijk*）と黙示（*stilzwijgend*）の2つの方式があると規定している（第3条）。条約がオランダ議会に提出されてから30日以内に、両議院（第一院（*Eerste Kamer*）及び第二院）のいずれか若しくは両議院を代表して、又は両議院のいずれかの定数の5分の1以上の議員によって、その条約を明示的承認の対象とする旨の希望が表明されなかった場合には、黙示の承認が認められ（第5条第1項）、条約が承認されたことになる。

⁽¹¹¹⁾ Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.271 (Hoogers).

⁽¹¹²⁾ Belinfante en Reede, *op.cit.*(41), pp.336-337.

⁽¹¹³⁾ “Verdrag tussen het Koninkrijk der Nederlanden en de Organisatie van de Verenigde Naties voor Onderwijs, Wetenschap en Cultuur (UNESCO) inzake de verlenging van de categorie-2-status onder auspiciën van UNESCO van het IHE Delft Institute for Water Education in Nederland; Parijs, 25 juli 2024,” *Trb.*, 2024, 96. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/trb-2024-96.pdf>>

か国にのみ適用されるものとしては、アイスランドとの間でキュラソーの利益のために締結した、航空サービスに関する協定⁽¹¹⁴⁾がある。さらに、アルバを除くカリブ海地域の構成国（キュラソー及びシント・マールテン）及び特別自治体（ボネール、シント・ユースタティウス及びサバ）にのみ適用されるものとしては、アイスランドとの間でこれらの地域の利益のために締結した経済関係の促進協定⁽¹¹⁵⁾がある。

4 王国と構成国の関係

(1) 構成国による王国法令の遵守

憲章第48条は、各構成国は、自国の立法及び行政において憲章の規定を遵守しなければならないと定めている。第5条第2項が、憲章はオランダ憲法の上に位置付けられることを規定する（第II章参照）のに対し、第48条は、憲章が王国内で一般的に最高規範（de hoogste orde）であることを規定するものである⁽¹¹⁶⁾。

また、カリブ3か国はそれぞれ独立して憲法を制定しているが（「はじめに」参照）、憲章の基本原則（基本的人権及び自由、総督の権限、各構成国議会の権限及び司法権に関する条項）に係る憲法改正をする場合には、各構成国の議会で審議する前に憲法改正法案を王国政府に提出し、同意を得なければならない（憲章第44条）。一方で、オランダ本国がオランダ憲法の基本原則（基本的人権及び自由、政府の権限、オランダ議会の権限及び司法権に関する条項）に係るオランダ憲法の改正をする場合には、カリブ3か国に影響を及ぼすことから、王国法律案の審議手続（本章第3節（1）参照）と同様に、カリブ3か国が関与する（憲章第45条、第5条第3項、第10条、第15～20条）⁽¹¹⁷⁾。

さらに、各構成国の立法措置については、憲章第49条で、憲章、国際規則、王国法律又は王国一般行政措置に反するものの効力を王国法律で規定できると定めている。この点、最高裁判所は、同条に照らして一般的に拘束力のある規制を見直す権限を裁判所が有するのは、この権限が王国法律によって明示的に創設された場合に限りされると判示した⁽¹¹⁸⁾。しかし、同条を実施する包括的な王国法律は、この判決の前後を含めて制定されていない⁽¹¹⁹⁾。

(2) 王国による構成国の行政監督

国王は、カリブ3か国に対して、憲章等の王国の法令を遵守させるために、憲章、国際規則、王国法律、王国一般行政措置又は王国に係る利益の保護若しくは保全に反する立法措置及び行政措置について、停止又は無効の命令をすることができる。無効の提案は、王国閣僚会議が行う（憲章第50条第1項）。この規定に基づく措置は、今までに2回あった。1つは1998年に、アルバ総督が同国政府の大臣を、アルバ総督規則第21条（総督が憲章等の王国法令又は王国

⁽¹¹⁴⁾ “Verdrag inzake luchtdiensten tussen het Koninkrijk der Nederlanden, ten behoeve van Curaçao, en IJsland (met Bijlagen); Brussel, 20 september 2021,” *Trb.*, 2021, 125. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/trb-2021-125.pdf>>

⁽¹¹⁵⁾ “Verdrag ter bevordering van de economische betrekkingen tussen het Koninkrijk der Nederlanden, ten behoeve van de Nederlandse Antillen, en de Regering van IJsland; Parijs, 10 september 2009,” *Trb.*, 2009, 182. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/trb-2009-182.pdf>>

⁽¹¹⁶⁾ Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.298 (Hoogers); *Kamerstukken II, op.cit.*(54), p.17.

⁽¹¹⁷⁾ Bovend'Eert et al., *ibid.*, pp.293-296 (Hoogers).

⁽¹¹⁸⁾ *Harmonisatiewet-arrest* (HR 14 april 1989, NJ1989/469). <<https://uitspraken.rechtspraak.nl/details?id=ECLI:NL:PHR:1989:AD5725>>

⁽¹¹⁹⁾ Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.299 (Hoogers); Belinfante en Reede, *op.cit.*(41), p.338.

事項の利益の保護若しくは保全に抵触すると判断した場合)⁽¹²⁰⁾に該当し、憲章第43条第2項(統治の健全性等の確保)に違反することを理由に、任命に同意しなかったものである⁽¹²¹⁾。もう1つは、2016年に、キュラソー総督が地方労働市場を規制する同国法の裁可(bekracting)を、平等原則違反⁽¹²²⁾を理由に拒否したものである⁽¹²³⁾。王国政府は、いずれの事案でも各総督の判断を支持し、国王による無効処分が命ぜられた⁽¹²⁴⁾。

また、カリブ3か国が、憲章、国際規則、王国法律又は王国一般行政措置によって要求されることを定めておらず、又は十分に定めていない場合、王国政府は、王国一般行政措置により、必要な措置を講ずるように決定することができる(憲章第51条第1項)。この規定に基づく措置の例として、2017年に、キュラソー選挙規則⁽¹²⁵⁾で同国政府に与えられていた選挙及び選挙管理委員会(Electorale Raad)に関する権限が、一時的に総督に移譲されたものがある⁽¹²⁶⁾。2021年には、キュラソー議会で野党議員のボイコットにより、当選候補者の当選証明書(geloofsbriefen)の審査が行われなかったことについて、王国政府がキュラソー総督にその審査権限を移譲する措置を決定した⁽¹²⁷⁾。

(3) 王国・構成国間の紛争

王国と構成国の間で利害が対立した場合には、憲章第12条に基づいて、王国閣僚会議で対応する。カリブ3か国の全権大臣は、自国に重大な不利益が生じることが予想される法的措置について、自国は拘束されないと宣言することができる。ただし、その不利益が王国との関係で生じる場合には、宣言が無効とされる(同条第1項)⁽¹²⁸⁾。また、王国閣僚会議で出された案件について、カリブ3か国の全権大臣において重大な異議がある場合は、オランダ本国の首相及び閣僚2人、異議を申し立てた全権大臣並びに関係する国の政府が指名する閣僚又は特別代理人(bijzonder gemachtigde)の特別構成で、協議を継続する⁽¹²⁹⁾。王国閣僚会議は、その続行

⁽¹²⁰⁾ “Reglement voor de Gouverneur van Aruba.” Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0003900>>

⁽¹²¹⁾ “Bekracting besluit Gouverneur Aruba,” *Stcrt.*, 1998, 143. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/dossier/stcrt-1998-143-p23-SC14979.pdf>>

⁽¹²²⁾ ヨーロッパにおける人権及び基本的自由の保護に関する条約第12議定書(Protocol No. 12 to the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms)第1条に明記する平等原則に反するとされた。

⁽¹²³⁾ “Besluit van 15 september 2017 ter vaststelling van de onrechtmatigheid van de ontwerp Landsverordening 80-20 regeling,” *Stb.*, 2017, 364. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-2017-364.odt>>

⁽¹²⁴⁾ Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), pp.301-302 (Hoogers).

⁽¹²⁵⁾ Kiesreglement Curaçao, AB 2010, no.87. <https://kse.cw/wp-content/uploads/2024/09/PDF-4_Kiesreglement-Curacao-PB-2021-no-1.pdf>

⁽¹²⁶⁾ *Stb.*, *op.cit.*(105) キュラソー暫定内閣のギルマー・ピサス(Gilmar Pisas)首相が、2017年4月28日に執行予定の国政選挙を中止する意向を示したことに関連するもので、王国政府は、これは統治の健全性の確保を定める憲章第43条に違反するとした(Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.303 (Hoogers))。本件に関する、キュラソー中央選挙管理委員会からの報告として、Hoofdstembureau Curaçao, *Verslag Verkiezing Staten Curaçao: 28 april 2017*, Willemstad: Hoofdstembureau Curaçao, 2017, pp.83-107. <https://kse.cw/wp-content/uploads/2024/09/PDF-13_Verslag-verkiezing-Staten-Curacao-2017.pdf>を参照。

⁽¹²⁷⁾ “Besluit van 3 maart 2021, houdende de overdracht van de bevoegdheden in het kader van het onderzoek van de geloofsbrief inzake een opengevallen zetel in de Staten van Curaçao,” *Stb.*, 2021, 116. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-2021-116.pdf>>; “Jaarverslag 2021: Koninkrijk.” Raad van State Website <<https://www.raadvanstate.nl/jaarverslag2021/instituut/koninkrijk>>

⁽¹²⁸⁾ 政府説明では、カリブ3か国の不利益が王国との関係で生じるかどうかの評価は王国閣僚会議が行い、王国の利益が優先されるとしている(*Kamerstukken II, op.cit.*(54), p.11)。

⁽¹²⁹⁾ この構成では、オランダ本国側とカリブ3か国側の投票比率が3:2で、王国閣僚会議メンバーのうちオランダ本国が有利であるとの指摘がある(Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.257 (Bovend'Eert))。

された協議の結果に従って判断する（同条第2～5項）。

2010年のオランダ領アンティルの解体に係る憲章の改正（第I章第3節（3）参照）で、王国と構成国間の紛争処理について、王国法律で規定することが義務付けられた（憲章第12a条）。これを踏まえて、2018年に王国政府から、オランダ議会第二院及びカリブ3か国各構成国に対して、王国紛争法（Rijkswet Koninkrijksgechillen）案が提出・送付された。その提案内容は、カリブ3か国の各全権大臣が、憲章第12条に基づく王国閣僚会議での協議に際して、法令の規範又はその実施に関する規範の解釈について大臣の間で意見の相違が残った場合、その紛争を王国国務院助言部局に提出する権限を各全権大臣に与えるものであった。同助言部局の意見提出後、王国閣僚会議が紛争の最終決定を下すが、正当な理由がない限り、この意見から逸脱することはできないとされた⁽¹³⁰⁾。この提案は、憲章第12a条の紛争制度におけるオランダ本国の優位性を確立するものであった。これに対して、カリブ3か国は、独立した裁判所が拘束力をもって王国の紛争を裁定する取決めを強く主張し、オランダ議会でもかなりの反対意見があった。その結果、王国政府は2021年にこの提案を撤回した⁽¹³¹⁾。

同じく2010年の憲章改正の際に、構成国間の紛争処理について、構成国の相互取決め（*onderlinge regeling*）を設けることができるとされた（憲章第38a条）。各構成国間の紛争処理については、憲章第38条第2項に基づき、各構成国間の合意を受けて、王国法律や、緊急を要する例外的な場合に王国一般行政措置で定めることができるとされる（本章第3節（2）参照）。また、憲章第12a条の王国と構成国間の紛争とは異なり、紛争解決を義務付けるものではなく、既存の仕組みによる構成国間の紛争解決の可能性を変更するものではないと説明されている⁽¹³²⁾。

5 構成国間の協力関係

憲章の制定の契機となった、ウィルヘルミナ女王による1942年のラジオ演説で「互いに助け合う意志を持つ国家同盟を目指す」と述べられた（第I章第1節（2）参照）ように、憲章の法秩序の主要原則の1つとして、各構成国による相互援助が挙げられる。この原則は、憲章の第3節の「相互援助、協議及び協力（第36～40条）」に反映されている。

政府説明では、憲章の第3節は、「自治単位」としての各構成国の相互関係に関するもので、各構成国は互いに配慮し、「道徳的にも物質的にも」助け合い、支え合わなければならないと強調されている⁽¹³³⁾。憲章第37条では、王国事項ではないが、文化的・社会的関係、経済的關係、経済的回復力を促進するための相互扶助・援助、海運問題など、共同協議するのが望ましい事項が幾つか挙げられている。これらについては、各構成国間の相互取決めにより、王国法律又は王国一般行政措置で定めることができる⁽¹³⁴⁾。また、第39条第1項では、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、著作権法、工業所有権法、公証法及び度量衡に関する規定が、可能な限り各構成国間で同様に規定されるように義務付けられている。一方で、オランダ本国とカリブ3か国とでは、環境や社会情勢が大きく異なる場合があり、法律の差別化が望まれる

⁽¹³⁰⁾ *Kamerstukken II* 2018/19, 35099 (R2114), 1. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-35099-1.pdf>>; *id.*, 2. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-35099-2.pdf>>; *id.*, 3. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-35099-3.pdf>>

⁽¹³¹⁾ *Kamerstukken II* 2021/22, 35099 (R2114), 29. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/blg-998066.pdf>>; “Jaarverslag 2021: Koninkrijk,” *op.cit.*(27); Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), pp.258-259 (Bovend'Eert).

⁽¹³²⁾ *Kamerstukken II* 2009/10, 32213 (R1903), 3, p.8. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-32213-3.pdf>>; Bovend'Eert et al., *ibid.*, pp.288-289 (Bovend'Eert).

⁽¹³³⁾ *Kamerstukken II*, *op.cit.*(54), p.14; Bovend'Eert et al., *ibid.*, pp.283-284 (Bovend'Eert).

⁽¹³⁴⁾ Belinfante en Reede, *op.cit.*(41), p.337.

場合がある。これを踏まえて、同条第2項では、当該法分野において現行法を大幅に改正する法案は、他の構成国政府が意見を表明する機会を与えられた後にのみ、当該国の議会に提出されることが義務付けられている⁽¹³⁵⁾。

王国法律で王国内の2つ以上の構成国にのみ適用されるものは、コンセンサス王国法律 (consensus rijkswet) と呼ばれ、各構成国間の合意を受けて、憲章第38条第2項に基づき、王国法律や、緊急を要する例外的な場合に王国一般行政措置で定めることができる (本章第3節(2)参照)⁽¹³⁶⁾。コンセンサス王国法律の例として、カリブ3か国及びカリブ海地域の特別自治体において1つの司法組織を設置することを規定した、共通司法裁判所に関する王国法律⁽¹³⁷⁾、キュラソー、シント・マールテン、ボネール、シント・ユースタティウス及びサバの警察に関する王国法律⁽¹³⁸⁾がある。

6 憲章の改正手続

憲章の改正手続は、オランダ憲法とは異なる独自のもので、第55条で規定されている⁽¹³⁹⁾。王国法律によって行われるため (同条第1項)、オランダ議会の審議を経る必要がある (本章第3節(1)参照)。オランダ憲法の改正手続とは異なり、オランダ議会では、2回の読会、選挙の実施などの要件はない⁽¹⁴⁰⁾。他方で、憲章の改正案が、オランダ憲法の内容を逸脱する場合には、その改正案は、オランダ本国では、オランダ憲法の改正手続 (オランダ憲法第137～142条) に沿って処理することとされている (憲章第55条第3項)⁽¹⁴¹⁾。

オランダ議会で憲章改正案が採択された後は、カリブ3か国で各構成国の法律に基づいて審議し、各構成国で2回の読会で承認されるまでは、憲章改正案は採択されない。ただし、第1回の読会で3分の2の賛成を得て承認された場合には、直ちに承認される (同条第2項)。

⁽¹³⁵⁾ *ibid.*; Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.289 (Bovend'Eert).

⁽¹³⁶⁾ Bovend'Eert et al., *ibid.*, pp.286-287 (Bovend'Eert); "Statuut Koninkrijk." Rijksoverheid Website <<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/grondwet-en-statuut/statuut-koninkrijk>>

⁽¹³⁷⁾ "Rijkswet Gemeenschappelijk Hof van Justitie." Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0028070>> 共通司法裁判所の業務内容等を紹介するものとして、"Gemeenschappelijk Hof van Justitie." Gemeenschappelijk Hof van Justitie van Aruba, Curaçao, Sint Maarten en van Bonaire, Sint Eustatius en Saba Website <<http://www.gemhofvanjustitie.org/>> を参照。

⁽¹³⁸⁾ "Rijkswet politie van Curaçao, van Sint Maarten en van Bonaire, Sint Eustatius en Saba." Overheid.nl Website <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0028079>>

⁽¹³⁹⁾ Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), pp.305-310 (Bunshoten); Belinfante en Reede, *op.cit.*(41), p.339; T.E.J.H. van Gennip, *De grondwetsherzieningsprocedure* (Staat en Recht nr. 52) (diss. Nijmegen), Deventer: Wolters Kluwer, 2021, pp.150-151. <<https://www.kluwer.nl/tool/productinfo/ster52/ster5220210908180707>>

⁽¹⁴⁰⁾ オランダ憲法の改正手続では、憲法改正法案が第1回の審議 (第1読会: eerste lezing) において両議院で可決され、正式な改正法案として公布された後に選挙で選出された第二院は、第2回の最終的な審議 (第2読会: tweede lezing) において改正法案を改めて審査する。第二院が採択をしない場合は、改正法案は失効する。第二院で投票総数の3分の2以上の賛成を得た後に、第一院においても投票総数の3分の2以上の賛成を得た改正法案は、国王による裁可を経て公布後直ちに発効する (第137条第3項及び第139条)。なお、かつてのオランダ憲法の改正手続では、憲法改正法案の公布後に第二院が解散 (ontbinding) されることとなっていたが (吉田 前掲注67, p.15)、2022年のオランダ憲法の改正法 ("Wet van 6 juli 2022, houdende verandering in de Grondwet van de bepaling inzake veranderingen in de Grondwet (herijking Grondwetsherzieningsprocedure)," *Stb.*, 2022, 335. <<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-2022-335.pdf>>) により、第二院の解散に関する規定は削除された。Belinfante en Reede, *op.cit.*(41), pp.167-171; "Artikel 137: Eerste en tweede lezing; splitsing van voorstellen; kamerontbinding." De Nederlandse Grondwet Website <https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vlxups19yhz4/artikel_137_eerste_en_tweede_lezing>; 山岡規雄「短信 オランダ憲法改正」『外国の立法』(月刊版) No.294-2, 2023.2, p.37. <<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/12542920>> を参照。

⁽¹⁴¹⁾ 憲法学者によれば、憲章第55条第3項を適用して、憲章の改正を行ったことはないとされる (Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.308 (Bunshoten); Gennip, *op.cit.*(39), p.151)。

おわりに

憲章は、第2次世界大戦中にウィルヘルミナ女王が打ち出した「自国の力によりながらも、互いに助け合う意志を持つ国家同盟」の構想が契機となって制定されたもので、その意義について、王国の脱植民地化政策の一環とするものや、王国の体制の維持を目的とするものなどの議論がある（第I章第1節（2）参照）。憲章の制定により、オランダ本国のほか、旧植民地のカリブ海地域の島々（制定当時はオランダ領アンティル及びスリナム、現在はカリブ3か国）にそれぞれ構成国としての地位が与えられ、王国は「疑似連邦制」の国となった。これにより、王国の最高規範は、オランダ憲法から憲章に代わったが、オランダ憲法は、王国の構成国の1つであるオランダ本国の憲法として存続している（同章第2節参照）。オランダ憲法をオランダ本国の憲法として維持しつつ、その上位規範として、王国と各構成国（オランダ本国及び旧植民地のカリブ3か国）の関係を規律する憲章を新たに制定した（第II章参照）点が、脱植民地化に係る王国の憲法秩序の特徴と言える。

王国以外の脱植民地化に係る国の憲法の規定を見ると、フランスの1958年憲法（*Constitution française du 4 octobre 1958*）では、南太平洋にあるニューカレドニア（*Nouvelle-Calédonie*）の地域に関する規定（第13章）⁽¹⁴²⁾や、旧植民地を含むフランス語圏（*francophonie*）との提携協定に関する規定（第87条）がある⁽¹⁴³⁾。また、ポルトガル共和国憲法（*Constituição da República Portuguesa*）では、北大西洋にあるアソーレス諸島及びマデイラ諸島（*arquipélagos dos Açores e da Madeira*）について、地理的、経済的、社会的及び文化的な性格並びに島民の歴史的な自主主義的な切望に基づき、固有の自律性の高い政治行政制度が採用され（第225条第1項）、いわばその自治地域内の憲法に相当するものとして、政治行政基本法（*estatutos político-administrativos*）を制定する（第6条第2項）などの規定を置いている⁽¹⁴⁴⁾。この点、憲章が定める連邦制に近い王国の国家体制は、フランス及びポルトガルのように海外領土が第2次世界大戦後に植民地本国（*moederland*）と統合することなく、旧植民地が憲法秩序でも保障された自治権を獲得するというモデルによって脱植民地化を決定したとの指摘がある⁽¹⁴⁵⁾。

日本には現在、旧植民地とされる領土はなく、憲法と脱植民地化の関係について検討する機

(142) フランス政府がニューカレドニアの地方参政権を拡大するための憲法改正手続を行おうとしたことを発端に、2024年5月に発生したニューカレドニアの民衆蜂起の背景を解説しているものとして、野原直路・松田伸子「ニューカレドニアでなぜ暴動？人気のリゾート地で何が？」2024.5.24. NHK ウェブサイト <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240523/k10014458551000.html>> を参照。植民地支配の歴史、独立運動、フランス政府とニューカレドニア住民側との間で締結されたヌメア協定（*Nouméa Accord*）の経緯、フランスからの独立を問う住民投票の実施などを考察したものとして、友寄元樹「ニューカレドニア 民衆はなぜ蜂起したのか」『世界』985号、2024.9, pp.127-130 を参照。

(143) 滝沢正『フランス法 第5版』三省堂、2018, pp.164-172; 光信一宏訳「フランス共和国憲法（1958年）」畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』有信堂高文社、2018, p.478; 難波 前掲注(14), pp.104, 109-110, 121-122; 大湖彬史「諸外国における戦後の憲法改正 第8版」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1228号、2023.3.27, pp.4-6. <<https://doi.org/10.11501/12767596>>

(144) 『各国憲法集（8）ポルトガル憲法』（調査資料2013-2 基本情報シリーズ15）国立国会図書館調査及び立法考査局、2014, pp.19, 29, 85-89. <<https://doi.org/10.11501/8426723>> オランダ、フランス、ポルトガルを含むヨーロッパの国々における島の自治権及び特別な地位を分析しているものとして、長谷川秀樹「ヨーロッパにおける「島嶼地域」の自治権・特別な地位について」『島嶼地域科学』1号、2020, pp.1-19. <https://doi.org/10.34526/jrsi.1.0_1> を参照。

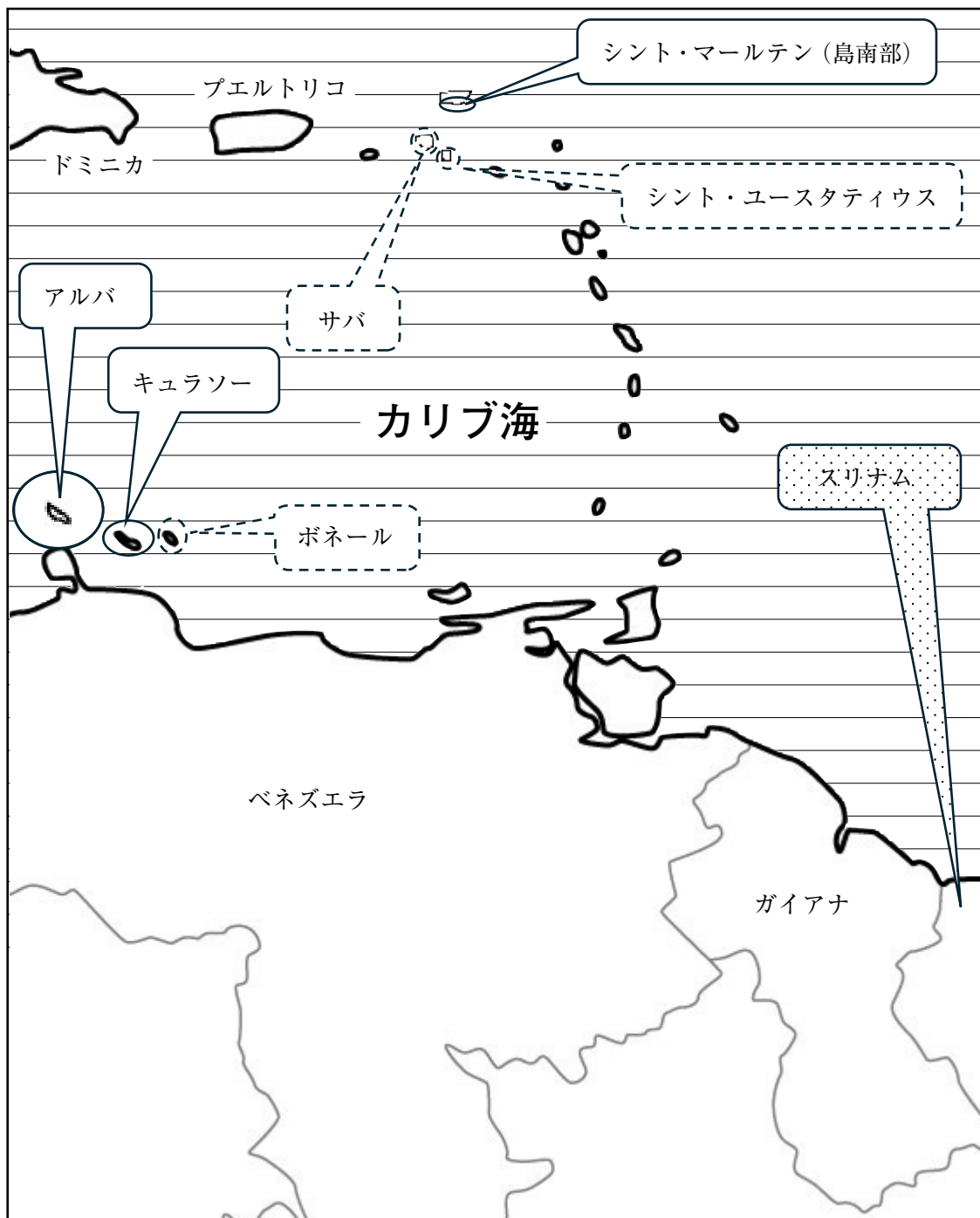
(145) Bovend'Eert et al., *op.cit.*(31), p.235 (Hoogers).

会は多くない⁽¹⁴⁶⁾。しかし、海外には、本稿で紹介した憲章のように、脱植民地化に係る規定を置くものがある。また、オランダ憲法の上位規範として憲章が定められているように、憲法秩序に係る法令が憲法以外にも定められている国がある。諸外国の憲法を考察する場合は、日本にはない、様々な特徴があることを踏まえる必要があるだろう。

(とりさわ たかゆき)

⁽¹⁴⁶⁾ 日本は第2次世界大戦に敗戦し、その植民地を失ったことにより、脱植民地化が他国の問題として捉えられ、自国の問題として省察することはほとんど行われなかったと指摘するものとして、三谷太郎「第8巻 まえがき」大江志乃夫ほか編『アジアの冷戦と脱植民地化』（岩波講座近代日本と植民地 8）岩波書店、1993、pp.vii-viiiを参照。

別図 カリブ海周辺のオランダ王国の構成国、オランダ本国の特別自治体等



(凡例) 国・自治体名のうち、□内はオランダ王国憲章に基づくオランダ王国の構成国、□内はオランダ本国の特別自治体、□内はオランダ王国からの独立国。

(出典) “Waaruit bestaat het Koninkrijk der Nederlanden?” Rijksoverheid Website <<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/caribische-deel-van-het-koninkrijk/vraag-en-antwoord/waaruit-bestaat-het-koninkrijk-der-nederlanden>>; 兒島峰「旧オランダ領アンティル諸島の選択から考えるナショナルアイデンティティ」『Project Paper』52号, 2021, p.32. <<https://kanagawa-u.repo.nii.ac.jp/records/14727>>; 「中央アメリカ地域全図の白地図」白地図専門店ウェブサイト <https://www.freemap.jp/itemFreeDIPage.php?b=south_america&s=central_america>等を基に筆者作成。